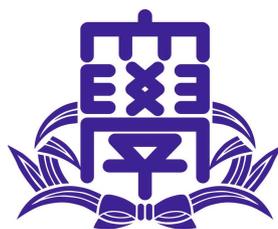


関西大学会計専門職大学院
自己点検・評価報告書



〔第1号〕

平成20年3月

関西大学大学院会計研究科 自己点検・評価委員会

関西大学会計専門職大学院自己点検・評価報告書の刊行にあたって

会計研究科長 柴 健次

関西大学会計専門職大学院は平成 20 年 3 月をもって設置以来丸 2 年が経過し、いわゆる完成となる。わが会計専門職大学院は、法科大学院の設置の経緯との類似性も指摘されるところであるが、平成 14 年の改正学校教育法による専門職大学院の制度化と平成 15 年の改正公認会計士法による試験制度の見直しを受けて、平成 17 年度に 10 校（翌年 5 校）の会計専門職大学院が設置された流れの中で、平成 18 年度に設置された。学内的には平成 16 年度に設置された法科大学院に次ぐ専門職大学院として設置されたのである。

わが会計専門職大学院は、世界的にも通用する高い見識と技能を有する会計専門職の養成が求められる社会的背景を踏まえて、充実したカリキュラムを用意して、学生を迎えた。その会計専門職大学院の理念は、本学の理念である「学の実化（じつげ）」をより具体化した「学理と実際との調和」を会計専門職教育において実現することである。こうした理念は、本大学院の教職員及び学生が共有するところであるが、一方で、公認会計士試験の合格を目指す学習との調和も図らなければならない。これを一言でいうなら、専門職大学院教育における「期待ギャップ」が切実な問題として迫ってくる。この問題を解決しながらも本大学院の理念を追求する努力が続けられてきた。

過去 2 期生への教育経験を踏まえ、今新たに 3 期生を迎えようとしている現時点において、カリキュラムの適切性、学習環境である施設の充実度、教員と学生との間に生じる「期待ギャップ」の解消、更には、資格・就職を視野に入れたキャリア設計の支援など本大学院に関わるすべての事項につき自己点検・評価することは、本大学院がこれからも健全に発展していく上で極めて重要なことである。もちろん自己点検・評価報告書を作成することが自己点検・評価の目的ではない。そこに記載された分析内容の一つ一つを真摯に受け止め、それを今後の教育の改善につなげることが、自己点検・評価の目的なのである。

このたび初めての自己点検・評価報告書が完成したので、これを公表するにあたり、本大学院の将来の発展のための継続的教育改善を約束して、発刊のことばとしたい。

平成 20 年 3 月

目 次

関西大学会計専門職大学院自己点検・評価報告書の刊行にあたって

会計研究科長 柴 健次

1	理念・目的・教育目標-----	1
	(1) 教育目的	
	(2) 教育目的の達成	
2	教育内容-----	5
	(1) 教育課程	
3	教育方法-----	7
	(1) 授業を行う学生数	
	(2) 授業の方法	
	(3) 履修科目登録単位数の上限	
4	成績評価及び修了認定-----	11
	(1) 成績評価	
	(2) 修了認定及びその要件	
5	教育内容等の改善措置-----	13
	(1) 教育内容等の改善措置	
6	入学者選抜等-----	14
	(1) 入学者受入	
	(2) 収容定員と在籍者数	
7	学生の支援体制-----	17
	(1) 学習支援	
	(2) 生活支援等	
	(3) 障害のある学生に対する支援	
	(4) 職業支援（キャリア支援）	
8	教員組織-----	22
	(1) 教員の資格と評価	
	(2) 専任教員の配置と構成	
	(3) 研究者教員	
	(4) 実務家教員（実務経験と高度な実務能力を有する教員）	
	(5) 専任教員の担当科目の比率	
	(6) 教員の教育研究環境	
9	管理運営等-----	30
	(1) 管理運営の独立性	
	(2) 自己点検及び評価	
	(3) 情報の公開	
	(4) 情報の保管	
10	施設、設備及び図書館等-----	35
	(1) 施設の整備	

(2) 設備及び機器の整備

(3) 図書館の整備

データ	-----	41
資料	-----	48

※ 本報告書の基準日は特に指定のない限り、平成19年5月1日である。

1. 理念・目的・教育目標

1- 1. 教育目的

基準 1-1-1

各会計大学院においては、その創意をもって、将来の会計専門職業人（会計・監査に係る業務に携わる者）が備えるべき高い倫理観、実務に必要な学識及びその応用能力並びに会計実務の基礎的要素を涵養するために、教育目的を明文化すること。

【現状の説明】

関西大学会計専門職大学院では、以下のように教育目的を明文化してホームページをはじめ、パンフレット等に示している。

「本学の理念としての「学の実化（じつげ）」、およびこれを具体化した柱のひとつ「学理と実際との調和」は、「開かれた大学」「情報化社会への対応」「国際化の促進」の3本柱として継承されています。本学の会計研究科は、会計領域における「学理と実際との調和」を結実させるものなのです。

世界標準での会計制度や監査制度へと見直しが進み中、日本の公認会計士にも世界標準での活躍を期待できるよう、その資質とくに会計・監査への実務的かつ理論的な能力が要求されています。本学会計研究科では、「世界に通用する」公認会計士の養成を第一の目的とし、かかる資質をそなえた公認会計士を養成いたします。そして、それだけにとどまらず、企業や官公庁からの要請に応じた会計士の養成をも目的として、「監査界のリーダーたりうる公認会計士」、「産業界のリーダーたりうる公認会計士」、「官公庁のリーダーたりうる公認会計士」の養成を目指しています。

すなわち、本学会計研究科は「世界水準で通用する、理論と実務に習熟した公認会計士」の養成を目的とした大学院なのです。」

さらに、入学直後のオリエンテーションや合宿研修等において機会あるごとに教育目的を説明しているほか、本学の特色であるアカデミック・ソリューションとプロフェッショナル・ソリューション（いずれも必修ではないが多くの学生が履修する教員別の少人数教育の場）を通じて、教員が教育目的を繰り返して説明している。

なお、教育が公認会計士試験の対策のみに傾かないように、以下のような文言で我々の姿勢を示している。この文言は設置趣意書に記載したものである。

「我々は端的には公認会計士の養成を教育の主目的に置くとして説明する一方で、公認会計士以外の会計専門職一般にまで範囲を広げて言及する場合には会計士の養成という表現を用いる。その背後には、受験教育に傾注した教育を施すのではなくて、常に、会計の学理との調和を実現する教育を行うという理念を持っている。たとえ、趣意書の本文中において公認会計士の用語が頻出するとしても、それは表現の簡潔性のためにすぎず、我々は公認会計士で会計人一般を代表させているのであり公認会計士にふさわしい教育は会計人一般の教育にふさわしいと考えているということ、また、かかる会計人教育では、職業倫理を徹底させ、会計の学理を身につけさせるという信念があることをここで強調しておきたい。一方、学生は現実問題として会計人の最高峰である公認会計士試験に合格したいと願うわけであるから、学生の要求と教育内容との整合性を打ち出す場合には、端的に公認会計士の養成という表現になるけれども、大学が施す教育である以上、応用能力を欠く暗記に基づく試験対策に過ぎないと批判されるような教育のみを施す意図はない。すなわち会計専門職大学院をもって会計教育の最高学府を設置するのである。後に示すように、その観点から人材育成の具体策を導出している。」

【長所】

経済のボーダーレス化がますます進展する状況を勘案すれば、「世界水準で通用する、理論と実務に習熟した公認会計士」の養成という本学会計研究科の目的は、現代社会の要請に合致している。

【問題点】

現時点では、特になし。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現時点では、特になし。

1- 2. 教育目的の達成

基準 1-2-1

1-1-1 の目的が達成されるように、各会計大学院は養成しようとする会計専門職業人像に適った教育を行うこと。

基準 1-2-2

1-1-1 の目的を達成し、1-2-1 の教育を実現するために、各会計大学院は教育の理念や目的を具体的に示し、それらと矛盾しない体系的な教育を施し、その教育を貫徹するために成績評価と修了認定を厳格に行うこと。

基準 1-2-3

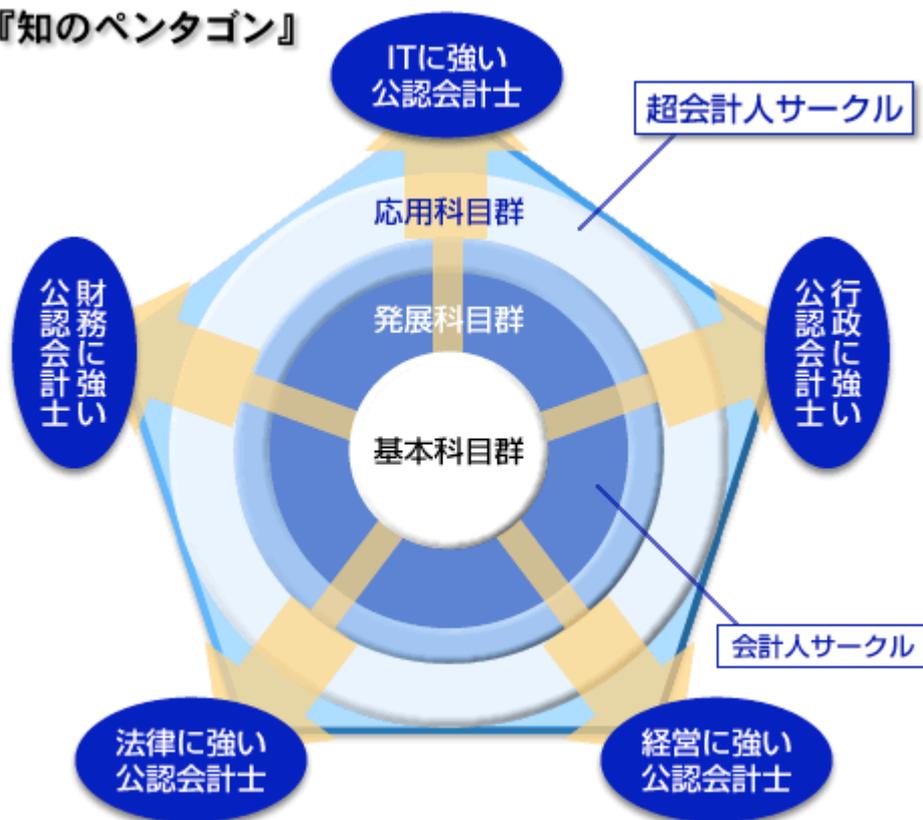
各会計大学院は 1-2-2 が実施されているかどうかをレビューする第三者評価を尊重し、教育目的を達成するための努力を継続して行うこと。

【現状の説明】

関西大学会計専門職大学院では、世界に通用する公認会計士の養成という観点からは会計大学院設置の全国的な運動の趣旨を理解し、国際会計教育基準等を反映し、カリキュラムの編成に努めている。さらに、監査界・産業界・官公庁のリーダーたるべき公認会計士の養成という観点から、学生には「超会計人」（分野に限定されないで幅広く仕事ができる会計人）なるキーワードと、学生が関心を持つであろう5つの戦略的分野を「知のペンタゴン」と称して分かりやすく説明し、一人ひとりにフィットした学習と将来設計が可能となるように専任教員がソリューションの授業等を通じて具体的なアドバイスを行っている。

以上の内容を以下のように明示化してホームページ等で示している。

『知のペンタゴン』



近年の会計改革の流れである会計教育水準の国際的統一化、およびそれに呼応するわが国公認会計士制度改革という背景の中で、「テクニシャンよりもプロフェッションを」という社会的要請を受けて、職業的倫理観と高度な判断能力を備えた人材の養成を目的としております。

会計をとりまく社会環境は、グローバル化・多様化・複雑化し、なおかつそれが相互に影響しあいながら拡張しております。また同時に、経済活動にあわせてさまざまな制度が設定されております。そのためには、最先端の問題をカバーできるカリキュラムを用意し、最新の内容を教授しなければならないという使命を認識しております。

本学会計研究科は、かかる使命を果たすのみならず、学生の公認会計士資格取得後の将来設計に向けて、「財務に強い公認会計士」「ITに強い公認会計士」「法律に強い公認会計士」「経営に強い公認会計士」「行政に強い公認会計士」といった、戦略的に競争優位な条件を作り出せるような『超会計人 (Borderless Accountant)』を養成するカリキュラムを用意しております。

関西大学では、1994年4月に関西大学自己点検・評価委員会を設置し、全学的な教育・研究水準の向上を図るべく、自己点検・評価活動を2年に1度の周期で行ってきた。この全学委員会と協力しつつ、本研究科においても自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価及び外部評価の実施、本学の全学的自己点検・評価との調整、並びに第三者評価への対応及びその結果の公表を行うこととした。本報告書は第1回目の報告書(2006年度報告書)である。

なお、会計大学院を対象とする第三者評価機構の設立と評価の実施については本学も積極的に協力する立場を示しており、協力過程で知れた会計大学院用の評価基準や自己点検報告書のガイドライン(案)を吟味して、このたびの自己点検・評価に当たっている。

【長所】

世界に通用する公認会計士の養成という観点から、国際会計教育基準等を反映したカリキュラムの編成に努め、学生には「超会計人」(分野に限定されないで幅広く仕事ができる会計人)なるキーワードと、学生が関心を持つであろう5つの戦略的分野を「知のペンタゴン」と称して分かりやすく説明し、一人ひとりにフィットした学習と将来設計が可能となるように専任教員がソリューションの授業等を通じて具体的なアドバイスを行っている点に、本研究科の長所がある。

【問題点】

現時点では特にない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

国際的に活躍しうる公認会計士の育成を検討するように提言する。

2. 教育内容

2-1. 教育課程

基準 2-1-1

教育課程が、社会的期待を反映し、理想とする会計専門職業人を養成する目的を実現することに資するものであること。

基準 2-1-2

次の各号に掲げる授業科目群からの履修により、段階的な教育課程が編成されていること。

(1) 基本科目群 (2) 発展科目群 (3) 応用・実践科目群

基準 2-1-3

基準 2-1-2 の各号の全てにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、会計大学院の目的に照らして、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

基準 2-1-4

各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第 21 条から第 23 条までの規定に照らして適切であること。

【現状の説明】

関西大学の教育理念である「学の実化」を会計教育において体現するため、高度の会計専門職業人として公認会計士という職業を意識しながらも、必ずしも当該資格取得を強要するのではなく、学生自らが自己の将来における専門領域を確立でき、社会及び企業において有為な人材となれるよう、「財務」「IT」「法律」「経営」「行政」という 5 つの専門領域で目的適的なカリキュラムを編成している。

2007 年度『関西大学会計専門職大学院 出講の手引き』の「III 系統別授業科目一覧」にあるように、(1) 基本科目群は全て必修科目として 9 科目（会計専門職業倫理のみ 2 年次配当）、(2) 発展科目群は全て選択必修科目として 1 年次 20 科目、2 年次 20 科目（このうち 1 年次 5 科目、2 年次 5 科目が実践科目）、さらに(3) 応用科目群として 1 年次 1 科目、2 年次 37 科目が配当されている。会計専門職業人にとって最も肝要となる基本科目群を 1 年次春学期に集中し、当該基本的知識を習得した上で、原則として、1 年次秋学期より選択必修科目である発展科目群と選択科目である応用科目群に進むように積上げ式の段階的な設計がなされている。

授業形態については、基本科目群を能力別に 2 クラス編成とし、通常の講義形態となっているが、発展科目ならびに応用・実践科目では、一定の事例研究とそれに対するディベート形式やケース・スタディ方式が積極的に取り入れられ、学生の評価と連動するように志向されている。

また会計専門職人養成の中心となる財務会計・管理会計・監査からなる会計分野とそれ以外の分野は、36 対 51（うち税務会計系 5、公会計系 9）という関係になっている。

学生の修了所要単位数は 54 単位とし、1 年間の履修制限を 36 単位としている。また原則として、2 単位を 1 科目としていることから、1 科目は 15 週で構成され、それが徹底されている。このような単位構成は、大学設置基準第 21 条～第 23 条の趣旨に添ったものである。

【長所】

段階的な積上げ形式が、1 年ごとではなくクォータで徹底されていて、春学期第 1 クォータで配当される必修の基本科目群で、高度の会計専門職業人となるための最も肝要な部分を網羅的に教授する形式としている。

発展科目群は、主に会計系・法律系・経営系からなる基本科目群で修得した基本的知識を前提に、それらを自ら展開するための上記 3 系列の個別専門的な科目を修得できるようにするとともに、学生の将来設計上有為となる専

門分野の基本的な科目を修得できるよう配置されている。

基本科目群と発展科目群の修得を前提にして、学生が会計専門職業人となった後、自らが得意分野として競争優位を獲得・保持できるような個別的かつ応用的な専門領域を、既に専門分野に関する素養を身につけた個々の学生の嗜好に応じて提供している。

【問題点】

特に基本科目群は、発展・応用科目への橋渡しとなるとともに、会計専門職業人になるための重要な会計系の基本的内容を網羅的に教授し、他方で、会計専門職大学院の本質的課題である基本的会計思考力を育成するように、授業科目の見直しを図るのがを検討するように提言する。

【将来の改善・改革に向けた方策】

カリキュラムを見直し、FD活動などを通じて基本科目の重要性を共有することこそが重要である。

3. 教育方法

3- 1. 授業を行う学生数

基準 3-1-1

会計大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

【現状の説明】

基本科目群（必修科目）については、2クラスに分割して開講している。そのため、1クラス概ね40名弱で運営されている。

発展科目群・応用科目群（選択必修科目）については、十分な講義科目数を開講しており、特別な措置を講じてはいない。ほとんどの講義では、双方向的または多方向的な講義を実施するにあたり、支障がない程度の履修者となっている。ただし、一部の科目で履修者が80名程度となっている。また、科目によっては、1クラスの履修者数を制限し、制限を超過した場合は複数開講を行っている。

少人数演習科目（アカデミック・ソリューション、プロフェッショナル・ソリューション、論文指導・修士論文）については、1クラスの人数を制限しつつ、履修希望者全員が受講できるよう分散開講している。

科目等履修生については、講義運営に支障のない範囲で受け入れるなど、一定の制限を設けている。

【長所】

ほとんどの講義で1クラスの人数が過剰になることが回避されており、講義が適正な規模で行われるように配慮されている。それによって、講義担当者が学生の習熟度や将来への希望を把握することができ、よりきめの細かい指導を行うことができる体制になっている。

【問題点】

人気が集中しがちな一部の科目においては、履修者数が過剰になってしまうことが避けられない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

履修者数が多い科目はクラスを分けたり、科目の再編成を行うなど、少人数クラス編成の維持を検討するように提言する。

3- 2. 授業の方法

基準3-2-1

会計大学院における授業は、次に掲げる事項を考慮したものであること。

- (1) 専門的な会計知識を確実に修得させるとともに、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な分析能力及び議論の能力、会計判断を関係当事者に正しく伝える能力その他の会計専門職業人として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分にあげられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

【現状の説明】

科目群によって、知識の確実な修得、分析能力等のウェイトを変えている。基本科目群では、基本的な知識の修得に重点を置いている。発展科目群・応用科目群では、理論科目のほかに実践科目を設け、分析能力や議論の能力等の修得を図っている。また、理論科目においても、ケース・スタディ等によって、随時ディスカッションを行っている。どの科目においても、逐次、小テストや課題を課し、予習・復習の指導を行っている。これらの点については、教務・FD委員会等を設け、講義が適切な方法で進められるよう、FD活動を通じて随時議論し、改善活動を行っている。

通常の講義時間帯は、1～5時限まで（夜間は不開講）としており、必修科目は2・3時限、理論・実践科目は2～4時限、アカデミック・ソリューションやプロフェッショナル・ソリューションは5時限に、原則として配置している。集中講義で開講する際には、1日あたりの講義時間数を多くせず、学生の自習できる時間を確保している。

授業計画や内容、成績評価の基準等は、講義要項の配布やホームページでの公開等によって、事前に学生に周知している。講義資料は、インフォメーション・システムを通じて、事前に配布できるシステムを利用している。また、講義資料や小テストは、事後的に事務室で保管し、閲覧することが可能である。

自習室スペースや図書・PCは、会計研究科の学生専用に向けており、24時間学習できる環境を整えている。

【長所】

実践科目を設けることで、より分析能力を高めることが可能となる。また、発展科目群・応用科目群の講義では、ケース・スタディやディスカッションによって、学生は会計専門職業人として必要な能力を修得することができる。

また、小テストの実施や課題の提示は、知識の習得と定着に役立っている。

通常の講義は夜間を不開講とし、講義時間帯を科目群ごとに区別することで、学生が効果的に学習し、自習の時間を確保できるように配慮している。また、事前に講義計画を配布・公開し、これを大幅に変更することなく講義を進めるよう講義担当者に要請することで、学生に対して講義の範囲と全体的な流れを提示すると共に、講義の予習対象を明確にしている。

【問題点】

講義科目によって中間テストなどを実施する場合は、課題を課すタイミングが一時に集中することがある。そのため、学生が一時的に十分な自習時間を確保できないことがある。また、一部の講義科目（基本科目群など）では、学習すべき内容が広範囲にわたることがあるため、学生の予習復習の時間は1つの科目に集中してしまい、他の科目にその時間を十分にとれないケースがある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

ピア・レビュー、授業評価アンケート結果のフィードバック、教員同士の意見交流等の徹底など、充実したFD

活動を継続的に行うことが求められる。また、学習内容が多くなる講義科目については、カリキュラムの見直しやチューター制を導入するなど、講義担当者と履修生の双方の負担を軽減し、授業の事前及び事後の学習機会を増進させるよう、適正なサポート措置を検討するように提言する。

3- 3. 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1

会計大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、モデルカリキュラム等を参考に各会計大学院で適切に設定すること。

【現状の説明】

本大学院では、将来の競争優位となる分野を学生に確保・維持させるように、入学前から5つの戦略分野を『知のペンタゴン』具現化のための履修モデル』として提示し、そのモデル・カリキュラムに従って学生は、入学直後の段階から履修モデルを意識した科目選択ができる。

本大学院修了所要単位数は54単位であり、その内訳を基本科目18単位、発展科目から24単位（実践科目6単位以上を含む）、応用科目から12単位（実践科目2単位以上を含む）とし、1年間の履修制限を36単位とする。上記履修モデルは、このような単位の内訳を前提に提供されている。

この結果、学生は最大で1週当たり9科目（1科目2単位換算した場合）の履修登録が可能であり、授業時間外での事前及び事後の十分な学習時間を確保できるように措置されている。

【長所】

会計大学院の修了所要単位数としての54単位は、他大学院に比して相対的に多い単位数であり、本大学院が意識する高度の会計専門職業人指向教育の密度の濃さを体現したものとなっている。

各科目とも、特に基本科目群においては、履修制限の効果として、授業の事前及び事後の学習機会を促進するために、小テストや経過レポート等を課すことが可能となり、結果として教育効果を高めることに役立っている。

【問題点】

現時点では特になし。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現時点では特になし。

4. 成績評価及び修了認定

4-1. 成績評価

基準 4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を性格に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

基準 4-1-2

学生が在籍する会計大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該会計大学院における単位を認定する場合は、当該会計大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

【現状の説明】

成績評価の方法は、講義要項の配布、ホームページでの公開等によって、事前に学生に周知している。

基本科目群については、筆記試験を行い、成績評価は相対評価とし、1クラスにおける各評価段階（A～D及び不合格）の割合を定めている。成績不良者は、夏休み期間中に再学習することができ、最終確認テストを受けることができる。

発展科目群については、理論科目で講義を中心とした形態の場合は、原則として筆記試験を実施し、ケース・スタディを中心とした形態の場合は、筆記試験を原則とはしていない。成績評価は、理論科目の場合、履修者が数名の場合は絶対評価を認め、原則として筆記試験のうえで先に可否を定め、合格者を相対評価（A～D）で行っている。

応用科目群については、その科目の性質上、原則として絶対評価としている。

これらは、毎年『出講の手引き』を配布し、専任・非常勤の教員を問わず周知徹底している。成績評価について説明を希望する学生は、成績発表後一定期間を設けており、その期間に説明を受けることができる。

なお、本研究科では、基準 4-1-2 のような制度を導入していない。

【長所】

学生は、事前に評価方法を講義計画・講義内容とともに知ることができ、それに基づいて履修科目を決定することができる。科目の特性を考慮しながら相対評価と絶対評価を行っており、客観的な成績評価の実施に努めている。とくに、基本科目群については、各評価段階の割合を定めるなど、相対評価を徹底している。学生は、自分の成績について一定期間に説明を受けることができ、更なるステップアップにつなげていくことができる。

【問題点】

相対評価は、全体の平均点が低くなると、得点の低い学生に対して単位を認定するような事態が生じる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

FD活動の一環として、成績評価やその分布データを教員の間で共有できるようにし、アカデミック・ソリューションやプロフェッショナル・ソリューション等を通じて学習指導・履修相談等に活用できるように検討することを提言する。

成績評価について相対評価を行う場合、得点の低い学生に対して単位を認定することのないよう、適正な措置が必要である。

4- 2. 修了認定及びその要件

基準 4-2-1

会計大学院の修了要件が、専門職大学院設置基準の定めを満たすものであること。この場合において、次に掲げる取扱をすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院において（他専攻を含む）履修した授業科目について修得した単位を、各会計大学院が修了要件として定める 30 単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該会計大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。
- イ 教育上有益であるとの観点から、当該会計大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と併せて各会計大学院が修了要件として定める 30 単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該会計大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

【現状の説明】

本大学院の修了所要単位 54 単位の構成は、基本科目群から 18 単位、発展科目群から実践科目 6 単位以上を含めて 24 単位、応用科目群から実践科目 2 単位以上を含めて 12 単位としており、専門職大学院設置基準第 15 条の求める在学要件（原則 2 年以上）並びに単位要件（30 単位以上その他）を十分に満たしている。

本基準における他大学院での授業履修単位の承認や入学前の他大学院での履修単位の承認については、本大学院学則上、対応する措置は講じているが、2007 年 5 月時点で申請事例はない。

【長所】

専門職大学院設置基準の定める趣旨を十分に反映したものであり、修了要件に係わる欠陥はない。

【問題点】

現時点では特になし。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現時点では特になし。

5. 教育内容等の改善措置

5- 1. 教育内容等の改善措置

基準 5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

基準 5-1-2

会計大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

【現状の説明】

教育内容等の改善に関しては、教務・FD 委員会が、カリキュラム内容（シラバス）の吟味を行って担当者に修正を求め、研修及び研究、授業評価等を通じて改善に努めている。

2006 年度においては、大半の学生が参加した合宿研修に専任教員全員が参加し、苦手教科克服のための授業を教員が相互に見学しピアレビューを行った。また、秋学期に5科目につき授業内容を録画し、学生に便利のように録画をWEBを通じてストリーミング配信したが、教員もいつでも閲覧可能でありピアレビューを行うことができた。

次に、専門家によるFD研修を5回実施した。このうちの4回は関西大学へのビジターによって行われた。スペイン・アルカラ大学のアンドレス・ギラル教授による教授法研修と学習法研修、そしてカナダ・ヨーク大学のアミン・マワニ教授による教授法研修と学習法研修である。残る1回は、教務・FD委員会の富田委員長がシドニー大学ビジネススクールを訪問しFDの実態を視察し、帰国後教員にこれを説明した。

また、学生による授業評価を春学期、秋学期とも全科目について実施し、専攻分野別教務・FD委員会が授業評価結果を踏まえた担当者の自己評価をさらに検討し、改善点を示した。

【長所】

研究科の規模が大きいと、また、専門職大学院はFD活動が基本であるとの認識があるため、ピアレビューにしろ、シラバスや授業方法への改善要求がわだかまりなく行えるという環境にある。

【問題点】

上記のように多々活動を行っているものの教育改善に向けての課題は尽きない。教員を補助し教員と協働で学生への助言・指導にあたるチューター制度の導入を予定していたが、大学内外にこれを求めても人材が集まらず、事実上、専任教員がチューターの役割も兼ねる状況になっている。

教育内容等の改善措置の効果を把握する仕組みがまだ整っていないので、改善効果は教員の自己分析に委ねられている点に問題が残る。

【将来の改善・改革に向けた方策】

チューター制度の実現に向けた検討とともに、教育内容等の改善措置の効果を把握する仕組みも併せて検討するように提言する。

6. 入学者選抜等

6- 1. 入学者受入

基準6-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各会計大学院の教育の理念及び目標に照らして、各会計大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

基準6-1-2

入学者選抜が各会計大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

基準6-1-3

会計大学院の入学資格を有する全ての志願者に対して、各会計大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

基準6-1-4

入学者選抜に当たっては、会計大学院において教育を受けるために必要な入学者の能力等が的確かつ客観的に評価されていること。

基準6-1-5

入学者選抜に当たって、多様な知識または経験を有するものを入学させるよう努めていること。

【現状の説明】

本大学院では、「学の実化」という教育理念を体現するため、有為で多彩な人材を受け入れるための入学試験を多様かつ複数回設けている。受入対象者の多様性については、本大学院ホームページ上でも、受験の巧拙を問うことをせず、会計心を持った「超会計人」になる強い意思があるか否か、を判定するために、学力や素養を確認する試験である旨を公表している。

入学試験は、一般入試と推薦入試から構成される。一般入試は、学力重視方式と素養重視方式とからなり、両者とも対外的に無差別かつ公平に実施している。一方、推薦入試は、自校出身者（「会計大学院を設置している大学の主として会計学を履修する学科又は課程等に在学、又は卒業したもの」（解釈指針 6-1-3-1）をいい、本大学院では関西大学商学部を対象とする）向けに卒業見込み者と学部3年次終了見込み者を対象として、学部長推薦やそれに相当する在学中の成績を受験要件として実施している。

一般入試の学力重視方式では、会計大学院における教育内容との関連性が高い会計系の諸科目（簿記・原価計算・財務家計論・管理会計論・監査論）の学力を確認する目的で筆記試験により実施されるが、これらの科目は必須受験科目として供されるのではなく、受験者の個性や才能に応じた科目の選択受験を認めている。具体的には、計算系科目と理論系科目に区分した上で、さらには非会計系科目である経済学や商法・経営学・統計学といった科目にまで選択の幅を認めた受験を可能としている。受験生は、これらの科目群から、自らの得意分野に応じた受験科目を自ら選択できるので、非常に公平な形となっている。

一般入試の素養重視方式は、職業会計人としての教養とセンスを確認するためのものであり、社会・経済問題に係わる小論文試験と面接試験によって実施される。つまり入学時点では、必ずしも会計の計算能力や監査や法律に関する理論的知識を十分に備えていなかったとしても、社会や経済問題に対する洞察力があり、将来の高度職業会計人となるに相応しいと判定できるものについては、本大学院の「会計心を備えた超会計人」の実現に繋がる候補者として受け入れており、本大学院入試の多様性を反映したものである。社会人等の実務経験や社会経験の多寡についても、この素養重視方式によって確認が可能との認識を持っている。これら2つの方式に基づく一般入試は、本大学院のアドミッション・ポリシーの達成を志向し、多様性と公平性を重視して実施されている。

一方、自校出身者向け推薦入試の実績では、2006年度入学者数70名のうち、卒業見込み者向け10名ならびに3年次終了予定者向け7名となっている。これらの推薦入試を利用した合計17名は、全体からすると24.3%ある。また2007年度入学者77名の構成は、同様に5名と7名の計12名であり、全体に対する比率は15.6%である。

【長所】

一般入試の学力重視方式と素養重視方式により、学力・能力・資質・経験といった面で多様な人材を確保できる体制となっている。

自校出身者向け推薦入試（卒業見込み者及び3年次終了予定者）により、本大学院のアドミッション・ポリシーを十分に理解し身に付けた学生の獲得が可能となっている。

自校出身者向け推薦入試による入学者の比率は、全体に対して2006年度で24%、2007年度で16%であり、本大学院入試の公平性・多様性を反映した形で推移している。

【問題点】

入学後の能力別クラス編成時に判明する入試方式の違いによる学力差が、当初想定されていたよりも大きいことがある。また、自校出身者向け推薦入試が特定学部偏って実施されることは、アドミッション・ポリシーの徹底という観点からは望ましいかもしれないが、その公平性と多様性の観点からは問題がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

入試方式の違いによる学力差の乖離を小さくする方向で検討するように提言する。また、公平性と多様性の徹底を図るためには、推薦入試の対象者を特定学部、自校出身者に限定することなく、本大学院のアドミッション・ポリシーに賛同する大学にまで広げることを検討する方向で検討するように提言する。

6- 2. 収容定員と在籍者数

基準6-2-1

会計大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

基準6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

【現状の説明】

在籍者数は、2006年度入学生65名、2007年度入学生77名で合計142名である。ただし、休学者2名含む。入学者数は、2006年度入学生70名、2007年度入学生77名で合計147名である。

【長所】

在籍者数は、収容定員140名に対して142名である。定員充足率は1.01倍となり、適正に管理されている。入学者受け入れ数は、2006年度入学者は定員の1.00倍、2007年度入学者は定員の1.10倍となり、両年度とも適正に充足している。

【問題点】

特に問題点はない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2006年度入学試験では志願者数99名、合格者数87名、2007年度入学試験では志願者数143名、合格者数115名であった。将来にわたり適正な入学者数を確保できるように、志願者数を増加させる方策を適宜導入していく方向で検討するように提言する。

7. 学生の支援体制

7-1. 学習支援

基準 7-1-1

学生が在学期間中に会計大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各会計大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

基準 7-1-2

各会計大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

基準 7-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

【現状の説明】

課程の履修に専念できるよう、カリキュラム（正規講義）・オフィスアワー・答案練習会を三位一体のものとして捉えて、運営している。

オフィスアワーは学期期間中に各教員が週1回（90分）設定し、時間及び場所をインフォメーションシステム及び掲示板にて学生に周知徹底している。学生はオフィスアワーの時間帯に学習上の相談や助言を受けることができる。また講義においては、少人数演習科目であるアカデミック・ソリューション（1年次生77人のうち履修者71人、10クラス開講）やプロフェッショナル・ソリューション（2年次生65人のうち履修者53人、10クラス開講）で、学生の特性を把握している担当教員に随時履修指導を受けることができる。さらに、答案練習会では、講義で習得した内容をアウトプットする訓練を通じて、よりよい成果を得るための指導を受けることができる。

入学者に対しては、数日間のガイダンスを設け、講義・オフィスアワー・答案練習会の活用の仕方を指導するとともに、教員や上位年次生に将来のキャリア設計とともに個別に履修上の相談をすることができる。

【長所】

アカデミック・ソリューションやプロフェッショナル・ソリューションで、多くの学生へきめ細かい指導を徹底することができる。また、この科目は1年次と2年次で別担任者のクラスを履修することができるので、2年次で専門性を決めることもできる。

【問題点】

学生の個別的な指導が、アカデミック・ソリューションやプロフェッショナル・ソリューションに依存しやすく、一面的な指導になりやすくなる危険性をもつ。

学生の自学自習及び予習・復習を支援するためにチューター制度を設ける予定にしているが、本研究科の特性上高度の専門性が要求されるため、人材確保が困難であり、現在のところ当該制度を設けることができていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

履修指導にあたっては、ピア・レビュー、授業評価アンケートのフィードバック、教員同士の意見交流の徹底など、充実したFD活動を継続的に行い、教員間の情報共有を図る。

また、学生に対して多面的な指導が実施できるように、オフィスアワーの利用度を向上させる方策を工夫する。チューター制度については、会計専門職大学院の修了者が会計専門職に就業、又は博士課程へ進学するのを待って、早急に具体的な実施計画を検討するように提言する。

7- 2. 生活支援等

基準 7-2-1

学生が在学期間中に会計大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

基準 7-2-2

身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

【現状の説明】

■奨学制度及び採用状況

学生に対する経済的支援策として、本研究科は奨学金制度をはじめとして種々の施策を行い、学生生活のサポートが一層充実するように取り組みを進めている。

(1) 関西大学大学院会計研究科（会計専門職大学院）給付奨学金

- ・授業料及び教育充実費の全額給付（1学期間） 各（春・秋）学期2名採用
- ・授業料及び教育充実費の半額給付（1学期間） 各（春・秋）学期6名採用

(2) 日本学生支援機構奨学金

- ・大学院第一種奨学金（無利息）貸与月額88,000円
- ・大学院第二種奨学金【利息付】貸与月額は50,000円、80,000円、100,000円、130,000円から選択できる。

2006年度採用者数 第一種8名 第二種12名

2007年度採用者数 第一種16名 第二種13名

(3) 関西大学会計専門職大学院教育ローン（貸与）

修学の熱意はあるが、経済的理由により就学が困難な学生の保証人（父母）を対象として、関西大学がりそな銀行と提携して行う教育ローン制度。金額（年額）は学費（授業料・教育充実費）相当額を上限とする。

(4) 関西大学校友会会計専門職大学院給付奨学金

- ・進学支援給付奨学金 給付金額：年額250,000円（一括支給）

2006年度10名採用 2007年度8名採用

- ・合格支援給付奨学金 給付金額：年額250,000円（一括支給）

2006年度2名採用 2007年度2名採用

(5) 関西大学第5種奨学金（家計急変者給付奨学金）

地震、台風等の災害により家屋が被災又は学費支弁者の死亡等により、家計が急変した学生の修学支援を図るための制度。

- ・給付金額 学費（授業料・教育充実費・実験実習料の合計額）相当額を上限

- ・期間 1年間 2006年度出願者なし 2007年度1名採用

(6) 教育訓練給付制度

本研究科は厚生労働省より「教育訓練給付制度」の対象講座として指定されている。指定期間は2006年4月1日から2009年3月31日である。この制度は、一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）または一般被保険者であった者（離職者）が、本会計専門職大学院の所定の教育課程を2年以内で修了し、ハローワーク（公共職業安定所）へ申請した場合、教育訓練給付金（2007年度以前入学生は上限20万円）が支給される。本研究科は第一期生の修了が2008年3月であるため、申請実績はない。

(7) 財団法人小野奨学会奨学金

財団法人小野奨学会から次のとおり奨学金を受領している。

給付月額：60,000円 期間：最短修業年限 2006年度1名採用

(8) 留学生支援

在留資格が「留学」である学生に対して、授業料の30パーセント減免を措置している。

2006年度採用者1名

■学生生活への相談・助言・支援制度

- (1) 学生の心身の健康維持・増進については、保健管理センターが設けられ、健康管理、健康相談、診療業務などを行っている。
- (2) 精神の健康保持増進を目的として保健管理センターに心理相談室を設け、心理相談などの業務を行っている。
- (3) 学内におけるセクシュアル・ハラスメント相談窓口として、外部の専門家2名と会計研究科教員を含む教職員の相談員16名からなる相談窓口を設けている。

【長所】

学生に対する経済的支援、修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制は前述のとおり充実したものになっている。

【問題点】

現時点では特になし。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後とも学内の各部署と協力し、問題があれば関係部署と協力して解決に当たる方向で検討するように提言する。

7- 3. 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

【現状の説明】

入学試験要項において、身体の機能に障害のある人、不慮の事故による負傷者・疾病者の志願者の取扱いについて、次のとおり記載し、呼びかけている。該当者から相談があれば、できる限り要望に応じた措置をとることになるが、現在までのところ志願者からの相談はない。

- (1) 身体の機能に障害のある人は、その障害の程度に応じ、受験時や入学後の学習に際して特別な配慮をし、措置をとる必要とその用意がありますので、出願に先立ち、各日程の出願期間開始日までに電話で会計専門職大学院に申し出て相談してください。
- (2) 出願後の不慮の事故等による負傷者・疾病者が、受験時に特別な配慮と措置を希望する場合には、上記と同様に早めに会計専門職大学院に申し出て相談してください。

本研究科が授業に使用する尚文館の施設・設備は、バリアフリー対応となっている。主な特徴を列挙する。

- (1) 主要な教室の出入口は引き戸で、机は移動式となっている。一部の小教室は出入り口がドアとなっているが、教室変更で対応が可能である。
- (2) トイレは各階に車椅子使用者対応の多目的トイレ、一般のトイレにも手摺、温水洗浄便座
- (3) エレベータは身体障害者対応で、昇降口は車椅子が回転可能である。
- (4) 視覚障害者用誘導ブロック（床材）敷設及び手すりの点字標示がある。

本研究科の学生が自習室として使用する第2学舎2号館は、施設を改修してバリアフリーとしている。

- (1) 院生自習室1、院生自習室2、院生自習室3及び院生自習室4（図書閲覧室）は引き戸となっている。
- (2) 車椅子対応のトイレは隣接の第2学舎1号館又は4号館に設置されている（学舎内移動）。
- (3) エレベータは身体障害者対応で、昇降口は車椅子が回転可能である。

【長所】

尚文館は2000年に竣工されており、予めバリアフリーが意識された設計になっている。

【問題点】

現時点では特になし。

【将来の改善・改革に向けた方策】

施設のバリアフリー化は、現行の各種ガイドラインに基づき大学全体の改善計画のなかで具体化が進められる。ソフト面での対応は、障害のある学生が今のところ不在籍していないため、行っていないが、入学した場合は当該者と十分に相談のうえで障害の程度に応じた対応を行うことが必要である。

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準 7-4-1

学生支援の一環として、その学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

【現状の説明】

「会計専門職大学院生の修了後の進路に対し、有形無形の支援とアドバイスを行うこと」を目標に、「資格・就職対策委員会」を設置して活動を行っている。学生の資格・就職に対する意識を探るために、2007年1月～2月に学生向けのアンケートを実施した。その結果、多くの学生は公認会計士試験に合格することを当面の目標にしているが、一部の学生は修了時に就職を希望していることがわかった。

そのため、本学キャリアセンターと連携して就職支援活動を開始した。さらに、会計専門職大学院の知名度を高め、就職受け入れ先を開拓するべく、財界ならびに企業に対して訪問活動を始めている。

【長所】

本学のキャリアセンターと連携することにより、様々なキャリア支援プログラムを提供し、幅広い求人先を紹介している。

【問題点】

会計専門職としての就業を希望する学生が多いが、一般企業からは専門職への求人件数が少なく、文系として一括求人される。また、全員が公認会計士の資格を取得して就職するのが理想であるが、現実的には、経済的な事情等により、資格を取得しないまま、就職せざるを得ない学生がいる。

大学院修了後に公認会計士試験の受験を目指す修了生に対する学習支援対策を企画する必要がある。

【将来の完全・改革に向けた方策】

就職対策としては、キャリアセンター経由ならびに独自ルートで、経済団体及び企業への訪問し、認知度を向上させる必要がある。また、一般企業から文系として一括求人されることに対しては、企業側としては理由があつてのことであるため、就職希望者の意識を変革させることも必要である。修了生に対しては、資格取得支援と就職支援を同時に行う必要があり、具体的には、修了後公認会計士試験までの期間の学習、修了時就職希望の学生向けの就職、公認会計士試験受験後の就職に対して支援する必要があり、その内容を今後も充実させていく必要がある。

1年次生及び2年次生に対して継続的にアンケート調査を実施して、有効なキャリアガイダンスを行うことが必要である。

8. 教員組織

8- 1. 教員の資格と評価

基準 8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

基準 8-1-2

基準 8-1-1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

基準 8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

【現状の説明】

2006年4月現在、専門職大学院設置基準に従い専任教員12名の教員が置かれていた。専任教員のうち実務家教員が4名、また実務家教員のうちみなし専任教員が3名いた。これら専任教員12名は教育上又は研究上の業績を有する者である。2007年4月に、専任教員1名（実務家教員、公会計系）が加わった。

これらに係る業績は関西大学大学院会計研究科発行の『現代社会と会計』創刊号（2007年3月発行）の141頁から168頁に記載し、公表している（ただし、2007年4月着任の教授の業績は同誌第2号に掲載予定）。

教員の教育上の指導能力等については、常設の教務・FD委員会とそのつど設置される人事委員会の双方で評価される体制となっている。

【長所】

専門職大学院設置基準に従い、研究者教員および実務家教員が適正に配置され、教員の教育上の指導能力等については、教務・FD委員会および人事委員会の双方で評価している。

【問題点】

現在のところ特に無い。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在のところ特に無い。

8- 2. 専任教員の配置と構成

基準8-2-1

会計大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

基準8-2-2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

【現状の説明】

関西大学会計専門職大学院（正式には大学院会計研究科）は、会計人養成専攻（専門職学位課程）のみで構成されているので、専攻における教員の配置は、8-1に示したように、2006年度においては専任教員12名（2007年度には13名）の教員が置かれている。専任教員のうち実務家教員が4名（5名）、また実務家教員のうちみなし専任教員が3名である。専任教員12名中（13名中）9名（8名）が教授であり、また4名が准教授である。

専任教員は以下の8系列に適切に配置されている。

財務会計系	2名		
管理会計系	2名		
監査系	2名	（うち実務家1名）	（うちみなし1名）
公会計系	1名	（2007年度2名	うち実務家1名）
法律系	1名		
経営系	1名	（うち実務家1名）	
経済系	1名		
ファイナンス系	2名	（うち実務家2名）	（うちみなし2名）

これら8系列のうちの5系列に設置されている基本科目8科目は以下のとおりであり、これら科目はすべて専任教員が担当している。

財務会計系	上級簿記、財務会計論
管理会計系	上級原価計算論、上級管理会計論
監査系	監査制度論、監査基準、会計職業倫理
法律系	企業法入門
経営系	実践経営管理論

2006年4月設置時点において60歳台2名、50歳台2名、40歳台4名、30歳台4名（2007年4月時点で60歳台2名、50歳台2名、40歳台6名、30歳台3名）と年齢構成面でもバランスよく配置されている。

【長所】

30歳台と40歳台で教員の過半数を占めており、研究意欲も盛んであり、かつ教育サービス提供の観点からみても、他の会計大学院に勝る強みとなっている。

【問題点】

2006年4月に12名でスタートし（13名の着任予定者のうち1名が就任辞退）、2007年4月には（就任辞退者の交代として）新任1名が着任したものの、教育サービスを十分に提供するには余裕がない。少なくとも法律系科目1科目（租税法）を担当可能な専任教員を補充すべきであるとの問題意識が教授会にはある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学執行部に対して法律系科目 1 科目（租税法）と財務会計系 1 科目に対してそれぞれ 1 名ずつの教員補充を求めているところである。

8- 3. 研究者教員

基準8-3-1

研究者教員（次項 8-4-1 で規定する実務家教員以外の教員）は、おおむね3年以上の教育歴を有し、かつ、担当する授業科目にかかる高度の研究の能力を有する者であること。

【現状の説明】

2006 年度における研究者教員 8 名（2007 年も同数）は全員 3 年以上の教育歴を有し、かつ、担当する授業科目にかかる高度の研究の能力を有する。8- 1 に記したとおり、関西大学大学院会計研究科発行の『現代社会と会計』創刊号（2007 年 3 月発行）の 141 頁から 168 頁から、研究者教員の業績を確認できる。

【長所】

2006 年度は和文紀要『現代社会と会計』に専任教員 10 名（うち研究者 8 名全員、実務家 2 名）が執筆し、欧文紀要『Journal of Accountancy, Economics and Law』に専任教員 3 名（いずれも研究者）が執筆したほか、研究科長が編者となった『会計教育方法論』（関西大学出版部）にも専任教員 9 名（うち研究者 8 名全員、実務家 1 名）が執筆した。このように会計研究科 1 年目に研究者教員全員が研究論文等の執筆にあたることができたことから研究能力の高さを証明するものと言える。

【問題点】

現在のところ特に無い。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在のところ特に無い。

8- 4. 実務家教員（実務経験と高度な実務能力を有する教員）

基準8-4-1

基準8-2-1に規定する専任教員の数のおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

【現状の説明】

2006年度における実務家教員4名（2007年は5名）は全員5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者である。これら教員は、専門分野での仕事以外にも、過去にも大学・大学院等で教育経験を有しており、国や地方自治体等の審議会・委員会を勤めるなど高度な能力を遺憾なく発揮している。これらについてはホームページ上で「スタッフ紹介」において公開している。

【長所】

実務家教員は、いずれも会計専門職大学院教員として相応しい豊かな実務経験と高度な実務能力を備えている。

【問題点】

現在のところ特に無い。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在のところ特に無い。

8-5. 専任教員の担当科目の比率

基準 8-5-1

各会計大学院における教育上主要と認められる科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

【現状の説明】

本大学院において必修科目とされている基本科目群9科目は、適宜かつ適切なオフィスアワーの実施や必要に応じての補習等を教育サービスとして学生に提供するため、その全てを専任教員が専担している。また高度の会計職業人を志向する選択必修科目としての発展科目の中心を担うのも専任教員である。具体的には、選択必修科目として配置する発展科目40科目、個別演習科目2科目、ならびに論文指導1科目を専任教員が担当する比率は、67.44%となっており概ね70%である。これに必修科目を専任教員が担当する割合を加味すると、比率は73.07%となり、会計大学院としての十分かつ適切な教育サービスを提供できる環境にあるといえる。

【長所】

総科目数90科目という学生ならびに社会のニーズを重視した数多くの科目を配置しながらも、会計大学院としてのコアとなる科目は専任教員が押える形となっているので、学生の目線・都合を優先する形で教育サービスを提供できる。

【問題点】

選択必修科目のうちの講義科目について、全体としては概ね70%となっているものの、科目系列によっては、50%以下のものがある。具体的には、監査系、税務会計系、法律系の3系列である。特に、高度職業会計人養成という観点からコアとなる監査系と法律系は、他の系列と配当科目数に差がないにもかかわらず、専任教員担当比率が低い。

【将来の改善・改革に向けた方策】

問題点を克服するには、人員補充ないしは科目統廃合の方向で検討するように提言する。

8-6. 教員の教育研究環境

基準 8-6-1

各会計大学院における教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲にとどめられていること。

基準 8-6-2

会計大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

基準 8-6-3

会計大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

【現状の説明】

学校法人関西大学職員就業規則

第8条 教育職員の勤務時間は、授業担任時間によるものとし、概ねこれを1週3日以上に分けて担任するものとする。

2 授業担任時間の最少限度である毎週の責任時間数は、次の基準によるものとする。ただし、特別の理由があるものは、この限りでない。

(1) 大学

ア 教授 8時間

イ 准教授、専任講師及び助教 6時間

(助教については4時間に減免することができるものとする。)

(大学院担当者の授業担任時間)

第9条

2 大学院における授業担任時間は、1時間を1時間30分として取り扱う。

給与規則

第42条 教育職員が授業責任時間（以下「責任時間」という。）を超えて授業を担当する場合には、授業担当手当を支給する。

(3) 大学院における担当授業時間は、1時間を1時間半として計算し、学部における担当授業時間との合計時間数が責任時間を超える場合は、その超過授業時間に対して第1号に基づいて取り扱うものとする。

関西大学特別任用教育職員規程施行細則（会計研究科）

第7条 特任教員は、本研究科において原則として年間8単位以上の講義を担当し、カリキュラム構成及び本研究科の運営に責任を有する。

2 前項の「単位」は、関西大学大学院会計研究科学則第23条第2項におけるいずれかの学期において、1週2時間の授業を担当することをもって2単位とする。

本大学院における年度ごとの授業負担割合は、少ない専任教員で春学期8時間（1.5倍換算後12時間）、秋学期8時間（1.5倍換算後12時間）、多い専任教員で春学期12時間（1.5倍換算後18時間）、秋学期14時間（1.5倍換算後21時間）となっている（特任教員は4科目以上）。関西大学における授業担任時間の最少限度である毎週の責任時間数は8時間であるので、専任教員は本学内部要件を充足している（他大学・大学院ならびに他学部・研究科に対する非常勤による出講については、個人情報に相当するため、本報告書執筆に当たっては入手不可能で

ある)。

本大学院教員の研究専念措置としては、国内研究者、研修員、及び在外研究者が、一定の条件を満たす専任教員に対して制度として認められている。

本大学院の専任教員の教育上の職務を補助する制度としては、必要な資質及び能力を有する事務職員の他、SA(Student Assistant)が大学院全体に対するものとして配置されている。しかし研究上の職務を補助する要員としては、RA(Research Assistant)等が想定されるが、本大学院には設置されていない。

【長所】

本大学院教員の授業負担は、負担割合の小さいものについては、関西大学が専任教員に求める授業担任時間の最少限度である毎週の責任時間数(8時間)を満たしており、適正な範囲に留まっている。

また、専任教員には、研究専念期間が与えられる。

【問題点】

(1) 実質的教育負担割合の問題

専任教員のうち必修科目を担当するものとそれ以外のものとは、単純に形式的な授業負担割合に現れない実質的な負担の差が存在する。具体的には、会計大学院において最も重要な必修科目では、教育効果を高めるために小テストや経過レポートの作成を学生に求めるが、それらは添削され返却されなければ学生にとっては意味がない。従って、教員側は添削をした上で返却することになるが、毎週実施する1回当たり70名の小テストの添削作業には平均2~3時間を要し、これが毎週発生する。これに、他の全ての科目で必要となる授業の準備と期末試験ないし期末レポートの採点作業が加わることから、必修科目担当者の負担は形式基準には反映されない実質的な部分が相対的に大きくなっている。

(2) 管理運営業務に係る負担割合の問題

会計大学院が関西大学の一組織を構成する以上、全学及び研究科内の管理業務担当者を専任教員によって配置しなければならないのは当然であるが、教員人数が少ない中で研究科長、副科長(教務主任ないし入試主任を兼任)、及び他1名(教務主任ないし入試主任を兼任)の3名からなる執行部の負担は、執行部に属さない教員に比して非常に大きなものとなっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

専任教員間の実質授業負担割合の差をできる限り緩和するためには、会計大学院におけるコアとなる会計系3系列(財務会計・管理会計・監査)と法律系(会社法・租税法)は、複数の教員を配置する方向で検討するように提言する。

研究専念期間を教授会において特定の教員に付与するためには、一定の客観的判定基準が必要であり、そこには授業負担と管理運営業務負担、ならびに研究業績などが勘案されねばならない。

9. 管理運営等

9- 1. 管理運営の独立性

基準9-1-1

会計大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独立の運営の仕組みを有していること。

基準9-1-2

会計大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜に関する重要事項については、会計大学院の教育に関する重要事項を審議する会議における審議が尊重されていること。

基準9-1-3

教員の人事に関する重要事項については、会計大学院の教員の人事に関する会議における審議が尊重されていること。

基準9-1-4

会計大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

【現状の説明】

本会計専門職大学院は、所属教員を有する独立研究科として大学院組織の中に位置付けられており、独自の教授会を持つ等、管理運営上の独自性が確保された組織である。

会計専門職大学院の運営に関する意思決定機関として、専任教員(助手を除く)をもって構成する会計研究科教授会を置き、教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜その他の会計専門職大学院運営の重要事項については教授会の決定によっている。

教員の人事に関する重要事項については、教授会の構成員からなる人事委員会を置いている。採用、定年延長、昇進など人事に関する重要事項が発生するつど教授会において3名からなる人事委員会を設置し、審議に当たらせている。

会計専門職大学院は独立研究科として関西大学の予算の執行単位として位置づけられており、毎年の予算編成の過程において発言の機会を得ている。

【長所】

独立研究科として大学院組織の中に位置付けられていることから、会計研究科長が、教学の全学組織である学部長・研究科長会議(議長は学長)のメンバーとなり、全学のあらゆる動きを把握し、研究科の希望を伝える立場を確保できている。さらに、会計研究科に関わるすべての事項を教授会において決定していることから、学内他組織に影響されない研究科運営ができている。

【問題点】

独立研究科として存在することから教授会執行部、研究科内の委員会、全学の委員会の一部に必要な人員が構成員数に比して大きいことから、構成員の管理運営に係る負担が学内他組織の構成員に比べて相対的に大きい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究科内の各種委員会の役割を見直して効率的に会議を運営する必要がある。

9- 2. 自己点検及び評価

基準9-2-1

会計大学院の教育水準の維持向上を図り、当該会計大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該会計大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

基準9-2-2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適切な実施体制が整えられていること。

基準9-2-3

自己点検及び評価の結果を当該会計大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

基準9-2-4

自己点検及び評価の結果について、当該会計大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

【現状の説明】

本会計専門職大学院の自己点検評価委員会委員は、2006年4月1日に開催された本会計専門職大学院開設後初の教授会において選任された。その後、自己点検評価委員会規程が2006年5月25日に制定されている。

現在の委員は会計研究科教授会によって承認された教育職員2名、教務センター所属事務職員1名であり、規程を充足している。

本研究科の自己点検・評価委員会規程は次のとおりである。

関西大学大学院会計研究科自己点検・評価委員会規程

平成18年5月25日

制定

(設置)

第1条 関西大学大学院会計研究科（以下「本研究科」という。）に、本研究科の教育研究水準の向上を図るため、関西大学大学院会計研究科自己点検・評価委員会を置く。

(目的)

第2条

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価及び外部評価に関する年度活動方針の策定に関すること。
- (2) 自己点検・評価及び外部評価の企画立案、評価項目の設定及び実施並びにその結果の公表に関すること。
- (3) 第三者評価への対応及びその結果の公表に関すること。
- (4) 自己点検・評価、外部評価及び第三者評価の結果に基づく、研究科長及び学長への改善方策及び改善計画案の提言に関すること。
- (5) 改善の達成度の検証結果に基づく、研究科長及び学長への報告に関すること。
- (6) その他自己点検・評価、外部評価及び第三者評価に関すること。

(評価項目)

第4条 評価項目には独立行政法人大学評価・学位授与機構が発表した「大学評価基準（機関別認証評価）」における基準、趣旨及び基本的な観点を踏まえて、教育、研究、組織・運営及び施設・設備を含め、評価項目の現況を研究科の理念、目標及び計画に照らし合わせて自己点検・評価を行う。

(答申)

第5条 委員会は、自己点検・評価の結果について報告書を作成し、必要な改善方策、改善計画又は報告を研究

科長及び学長へ提言する。

(公開)

第6条 委員会は自己点検・評価報告書を作成し研究科長へ提出後、ホームページ、冊子等各種のメディアを通じて積極的に公開する。

(組織)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 会計研究科教授会によって承認された者 2名
- (2) 教務センター所属事務職員 1名

(任期)

第8条 前条第1号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じたときは、これを補充しなければならない。この場合において、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第9条 委員会に委員長を置き、第7条第1号の委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、その業務を統括する。

(委員以外の出席)

第10条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第11条 委員会の事務は、教務センターが行う。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年5月25日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この規程施行後最初に選出される委員の任期は、第8条の規定にかかわらず平成18年9月30日までとし、引き続き次期も留任する。

附 則

この規程(改正)は、平成18年10月12日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

【長所】

現時点では特になし。

【問題点】

現時点では特になし。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現時点では特になし。

9- 3. 情報の公開

基準9-3-1

会計大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

基準9-3-2

会計大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

【現状の説明】

(1) ホームページで公開しているもの

- ア 設置の趣旨と概要、設置趣意書、履行状況報告書
- イ 学則、カリキュラム・修了要件、カリキュラムの特徴、講義内容、教員情報、教育顧問紹介、FD 活動報告書、時間割、学年暦、科目等履修生要項、施設など
- ウ 入試情報（過去問題を含む）
- エ 学費・奨学制度
- オ 研究者情報（学術情報データベース）
- カ 保健管理センター（診療所及び心理相談室）、セクシュアル・ハラスメント相談員など

(2) 冊子で公開しているもの

大学院要覧、講義要項（学年暦を含む）、学生募集要項、科目等履修生要項、時間割、パンフレット、奨学制度、相談室、セクシュアル・ハラスメント防止ハンドブック、科目等履修生要項、FD 活動報告書、和文紀要、欧文紀要など

【長所】

研究科で開講している科目の多くがディスクロージャーに関連していることから、本研究科自体も多様な情報を提供している。

【問題点】

現時点では特になし。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後ともタイムリーに各種の情報を積極的に公開して、本研究科が設置の趣旨を確実に履行していることを社会に対して説明していきたい。

9- 4. 情報の保管

基準9-4-1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

【現状の説明】

設置認可申請書、履行状況報告書、大学院要覧、講義要項（学年暦を含む）、学生募集要項、科目等履修生要項、時間割、担任時間数一覧、各種会議記録、休講・補講の掲示、学生への掲示内容、パンフレット、奨学制度、相談室、セクシュアル・ハラスメント防止ハンドブック、科目等履修生要項、FD活動報告書、和文紀要、欧文紀要などを事務局で保管している。

成績評価に関する資料は各担当教員又は事務局が保管している。

【長所】

「関西大学文書取扱規程」により文書保存年限が定められており、また、内部監査も行われているため、適切に保管されている。

【問題点】

現時点では特になし。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現時点において特に問題はないが、保管すべき資料や保存すべき年限は社会情勢に応じて変化しているので、常に検討を加える必要がある。

10. 施設、設備及び図書館等

10- 1. 施設の整備

基準 10-1-1

会計大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該会計大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

【現状の説明】

会計専門職大学院の講義・演習等は、尚文館（大学院棟）を使用し、学生が自学自習に利用する「院生自習室」については、第2学舎2号館を使用している。なお、教員が研究を行うための教員研究室は、第2学舎経商研究棟に設置されている。

■講義室 尚文館(大学院棟)

大学院専用施設である尚文館（地下1階・地上7階）は、講義室・演習室・パソコン教室等として利用されている。講義室・演習室の内訳は、講義室10室(50名収容 1室、49名収容 1室、42名収容 4室、30名収容 4室)、演習室34室(24名収容 6室、14名収容 28室)他であり、本研究科の講義・演習においても、主にこの施設を活用し、履修者数によっては第2学舎の教室も利用している。

尚文館の教室数は十分に余裕があり、空き教室を学生の研究や自習のために開放していることから、教育目的に照らし十分な効果をあげることができる。

また、パソコン教室3室の内2室(20名収容)は授業で使用し、1室(16名収容)は学生に開放している。その他、マルチメディアAV大教室(307㎡、200名収容)は、講演会・特別講義等の行事に利用している。

パソコンについては、ITセンターや第2学舎に設置されているパソコン教室でも利用することができる。

■自習室 (院生自習室1~4)

本研究科専用の自習室として、院生自習室1(40席 98.45㎡)、院生自習室2(ロッカー室 82.50㎡)、院生自習室3(36席 83.35㎡)、院生自習室4(図書閲覧室12席 39.59㎡)を設置し、計88席の座席を設けている。自習室の利用時間は原則365日24時間である。利用に当たっては、院生自習室2に全員分の個人ロッカーを設置し、本人の学習形態に合った形で自習室を利用することとしている。

■教員研究室

第2学舎経商研究棟に会計研究科専任教員(みなし専任を含む)全員分の個人研究室を計13室(19.80㎡ 13室)設置している。各教員の個人研究室は比較的隣接したスペースに位置している。

■講師控室

尚文館に大学院共有の講師控室(103.68㎡)を設置し、教材作成用にパソコン、プリンター、コピー機を備え付けている。

■応接・面談室

尚文館に大学院共有の応接・面談室(25.92㎡)を設置し、学生面談に利用している。

■事務組織

尚文館に専門職大学院事務グループ(138.24㎡)、及び授業支援ステーション(51.84㎡)が設置されている。研究科の教務事項は専門職大学院事務グループが担当し、正課授業に関する事務は授業支援ステーションが担当している。

■講義・研究のための図書資料等の設備

会計研究科の講義・研究に係る蔵書状況は次のとおりである。

①総合図書館(2006年度末現在)

会計図書

和書37,164冊 洋書43,077冊

継続中の会計雑誌	和書	240冊	洋書	440冊
継続中の会計電子ジャーナル	和書	25種	洋書	77種
継続中のデータベース		40種		

②経済学部・商学部資料室（2006年度末現在）

和漢書 23,436冊 洋書 5,044冊

和雑誌 1,134種 洋雑誌 271種

③院生自習室4（図書閲覧室）（2006年度末現在）

和漢書 1,710冊 洋書 2冊 和雑誌 13種

このうち、総合図書館及び院生自習室4の蔵書については、教員及び学生が購入希望図書を申請することができる。院生自習室の図書は、総合図書館の蔵書と原則として重複しないように購入している。

【長所】

本研究科の教育及び研究並びに学生の学習、研究科の運営に必要な施設は、現在の在籍者数、講義科目等から見て、教育目的の達成に十分に必要なものを備えている。

【問題点】

現時点では特になし

【将来の改善・改革に向けた方策】

現状では問題はないが、既存施設、資料の十分な活用を図るとともに、更なる充実の方向で検討するように提言する。

また、修了生に対する資格取得支援対策においても施設の有効利用を検討するように提言する。

10- 2. 設備及び機器の整備

基準 10-2-1

会計大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

【現状の説明】

■能力開発室

第2 学舎経商研究棟の各教員個人研究室に隣接して、研究会・会議・教材開発用のスペースとしてパソコン、スキャナー、コピー機を備え付けた能力開発室 (27.94 m²) を設けている。

■院生自習室

①院生自習室に計 10 台のパソコンを設置 (電子ジャーナルやデータベースの利用可)

②院生自習室の自習席すべてに情報コンセントを設置 (電子ジャーナルやデータベースの利用可)

③院生自習室に高速レーザープリンターを 3 台、コピー機を 2 台設置

■講義室、演習室

尚文館の講義室、演習室は、ネットワーク利用が可能なように、情報コンセントを設置しているほか、教室前面にスクリーンを設置するなど、電子機器の利用による講義や自習が可能な環境を整えている。

■その他

上記のほか、学部のパソコン教室も授業に利用している。

【長所】

本研究科の教育及び研究並びに学生の学習、研究科の運営に必要な設備及び機器は、現在の在籍者数、講義科目等から見て、教育目的の達成に十分に必要なものを備えている。

プロジェクターやワイヤレスマイク等を授業で利用する際は、事前に申し込みがあれば教務センター授業支援グループの SA が教室に設置している。

【問題点】

現時点では特になし。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現状では問題はないが、既存設備及び機器を十分に活用するために専任及び非常勤教員への周知を図るとともにマルチメディア機器の発展に合わせた更なる充実が望まれる。

10- 3. 図書館の整備

基準 10-3-1

会計大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館及び蔵書が整備されていること。

【現状の説明】

関西大学会計大学院では、教員による研究や教育、および、学生に対する学習支援のために、関西大学総合図書館のほか、教員の研究室に近い「能力開発室」や、大学院生の自習室に隣接する「会計研究科院生自習室4（図書閲覧室）」において、必要と想定される会計・経営・法律関連の図書や雑誌が整備されている。2007年5月1日現在、関西大学会計研究科が所蔵する図書や雑誌は、大学院設立後1年程度であるにもかかわらず2,185件（図書1,729件、雑誌456件）にまで及んでいる。

総合図書館では電子ジャーナルやデータベースを積極的に導入しており、継続中の会計電子ジャーナルは和書25種、洋書77種、継続中の会計データベースは有価証券報告書を始めとして40種を挙げることができる。

図書の購入申込は総合図書館においては通年で受け付けており、「会計研究科院生自習室4（図書閲覧室）」では4月から12月までとしている。

【長所】

購入を希望する図書や雑誌の依頼が随時可能であるため、今後も、総合図書館ホームページを通じた図書や雑誌の購入依頼のほか、「購入図書申込希望書」の提出を通じて「会計研究科院生自習室4（図書閲覧室）」の図書や雑誌が逐次増加し充実することが予想される。

さらに、「会計研究科院生自習室4（図書閲覧室）」は、大学院生専用であること、24時間利用ができること、自由な閲覧が可能となっていることから、大学院生の自主学習（予習や復習、各種試験対策、および、文献研究）に大きく貢献することが期待される。

また、能力開発室は教員の個人研究室に近い場所に設置されていること、総合図書館は学内の中央に位置し、開架方式で閲覧できること、電子ジャーナルやデータベースを積極的に導入していることから図書や雑誌を容易に閲覧することができる。

【問題点】

総合図書館では図書館専任職員らがサービスを提供しているが、会計研究科自習室4（図書閲覧室）では職員が常駐しておらず、図書や雑誌の管理を学生の自主管理としている点が挙げられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

継続的に図書、雑誌を購入して、学習、研究環境を充実させる措置を講じなければならない。また、会計研究科自習室4（図書閲覧室）の図書や雑誌の管理が自主管理となっていることから、節度ある利用を呼びかける方向で検討するように提言する。

データ・資料編

2006(平成18)年度会計専門職大学院入学試験状況

研究科	専攻	定員	種別		志願者数		合格者数		入学者数		本学出身者数	
					総数	(女子)	総数	(女子)	総数	(女子)	総数	(女子)
会計	会計人養成	70	S日程 学内	学部長推薦	7	3	7	3	7	3	7	3
				自己推薦	5	0	5	0	5	0	5	0
				飛び級	7	4	7	4	7	4	7	4
				小計	19	7	19	7	19	7	19	7
			A日程 一般	学力重視方式	25	2	22	2	19	2	5	1
				素養重視方式	14	6	13	6	9	3	4	1
				小計	39	8	35	8	28	5	9	2
			B日程 一般	学力重視方式	16	4	11	2	8	1	2	0
				素養重視方式	10	3	10	3	4	1	2	0
				小計	26	7	21	5	12	2	4	0
			C日程 一般	素養重視方式	6	0	4	0	3	0	0	0
				小計	6	0	4	0	3	0	0	0
			D日程 一般	素養重視方式	9	3	8	3	8	3	4	1
				小計	9	3	8	3	8	3	4	1
合 計					99	25	87	23	70	17	36	10

2007(平成19)年度会計専門職大学院入学試験状況

2007.4.1現在

研究科	専攻	定員	日程	区分	方式	志願者数		合格者数		入学者数		本学出身者数	
						総数	(女子)	総数	(女子)	総数	(女子)	総数	(女子)
会計	会計人養成	70名	6月募集	学内	学部長推薦	0	0	0	0	0	0	0	0
					自己推薦	4	1	4	1	3	0	3	0
					小計	4	1	4	1	3	0	3	0
			7月募集	一般	学力重視方式(C)	18	5	16	4	8	2	2	1
					素養重視方式(資格型)	1	0	1	0	1	0	0	0
					小計	19	5	17	4	9	2	2	1
			10月募集	学内	学部長推薦	1	0	1	0	1	0	1	0
					自己推薦	2	0	2	0	2	0	2	0
					飛び級	7	2	7	2	7	2	7	2
					小計	10	2	10	2	10	2	10	2
				一般	学力重視方式(A)	19	2	16	0	11	0	5	0
					素養重視方式(小論文型)	8	0	7	0	5	0	2	0
					素養重視方式(資格型)	5	0	4	0	1	0	1	0
			小計	32	2	27	0	17	0	8	0		
			11月募集	一般	学力重視方式(B)	22	7	17	5	8	1	1	0
					素養重視方式(小論文型)	8	3	8	3	5	2	3	2
					素養重視方式(資格型)	3	1	3	1	3	1	0	0
					小計	33	11	28	9	16	4	4	2
			1月募集	学内	学部長推薦	0	0	0	0	0	0	0	0
					自己推薦	0	0	0	0	0	0	0	0
					飛び級	1	0	1	0	1	0	1	0
					小計	1	0	1	0	1	0	1	0
				一般	学力重視方式(B)	13	3	10	3	9	3	2	1
			素養重視方式(資格型)	1	0	1	0	0	0	0	0		
小計	14	3	11	3	9	3	2	1					
2月募集	一般	学力重視方式(C)	14	2	5	0	3	0	0	0			
		小計	14	2	5	0	3	0	0	0			
3月募集	一般	学力重視方式(B)	6	0	4	0	3	0	1	0			
		素養重視方式(小論文型)	8	1	6	1	5	1	2	0			
		素養重視方式(資格型)	2	1	2	1	1	1	0	0			
		小計	16	2	12	2	9	2	3	0			
合 計						143	28	115	21	77	13	33	6

年齢別入学者数

平成18年度

21歳～ 24歳	25歳～ 29歳	30歳～ 34歳	35歳～ 39歳	40歳～ 44歳	45歳～ 49歳	50歳～ 54歳	55歳～ 60歳	61歳以上	合計	平均
44	16	5	1	2	2	0	0	0	70	25.6歳

基準日は平成18年5月1日

平成19年度

21歳～ 24歳	25歳～ 29歳	30歳～ 34歳	35歳～ 39歳	40歳～ 44歳	45歳～ 49歳	50歳～ 54歳	55歳～ 60歳	61歳以上	合計	平均
52	18	5	1	0	1	0	0	0	77	24.8歳

基準日は平成19年5月1日

平成18年度科目別成績評価分布状況

類別	授業科目	単位	配当年次	履修者数	評語別割合								
					A	B	C	D	不合格	休学等			
基本科目群	理論科目 必修科目	上級簿記	2	1	70	18.6%	20.0%	30.0%	18.6%	11.4%	1.4%		
		財務会計論	2	1	70	15.7%	20.0%	37.1%	21.4%	4.3%	1.4%		
		上級原価計算論	2	1	70	15.7%	22.9%	31.4%	20.0%	8.6%	1.4%		
		上級管理会計論	2	1	70	14.3%	21.4%	35.7%	15.7%	11.4%	1.4%		
		監査制度論	2	1	70	15.7%	8.6%	57.1%	11.4%	5.7%	1.4%		
		監査基準	2	1	70	2.9%	31.4%	52.9%	5.7%	5.7%	1.4%		
		企業法入門	2	1	70	12.9%	25.7%	47.1%	10.0%	2.9%	1.4%		
		実践経営管理論	2	1	70	1.4%	22.9%	65.7%	5.7%	2.9%	1.4%		
		会計専門職業倫理	2	2	-	-	-	-	-	-	-		
		会計基準論	2	1	61	16.4%	19.7%	24.6%	23.0%	8.2%	8.2%		
		会計制度論	2	1	58	12.1%	12.1%	41.4%	6.9%	19.0%	8.6%		
		財務分析	2	1	47	8.5%	27.7%	27.7%	17.0%	8.5%	10.6%		
		会計情報システム	2	1	14	14.3%	14.3%	28.6%	28.6%	0.0%	14.3%		
		発展科目群	理論科目 選択必修科目	上級税務会計論	2	1	35	17.1%	14.3%	22.9%	25.7%	20.0%	0.0%
公会計論	2			1	10	60.0%	10.0%	20.0%	0.0%	10.0%	0.0%		
監査実施論	2			1	45	4.4%	22.2%	28.9%	24.4%	11.1%	8.9%		
監査報告論	2			1	26	11.5%	26.9%	15.4%	23.1%	7.7%	15.4%		
商法	2			1	38	18.4%	13.2%	31.6%	21.1%	13.2%	2.6%		
会社法	2			1	53	20.8%	9.4%	22.6%	32.1%	7.55%	7.5%		
コーポレート・ガバナンス論	2			1	17	29.4%	29.4%	23.5%	5.9%	5.9%	5.9%		
インベストメント論	2			1	20	5.0%	5.0%	30.0%	25.0%	35.0%	0.0%		
コーポレート・ファイナンス論	2			1	7	14.3%	14.3%	42.9%	0.0%	14.3%	14.3%		
ミクロ経済学	2			1	7	71.4%	14.3%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%		
統計学	2			1	7	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
国際会計基準論	2			2	-	-	-	-	-	-	-		
国際会計制度論	2			2	-	-	-	-	-	-	-		
戦略管理会計論	2			2	-	-	-	-	-	-	-		
企業価値計算論	2			2	-	-	-	-	-	-	-		
上級税務戦略論	2			2	-	-	-	-	-	-	-		
自治体会計論	2			2	-	-	-	-	-	-	-		
政府会計論	2			2	-	-	-	-	-	-	-		
公監査論	2			2	-	-	-	-	-	-	-		
国際監査制度論	2			2	-	-	-	-	-	-	-		
証券取引法	2			2	-	-	-	-	-	-	-		
租税法	2			2	-	-	-	-	-	-	-		
民法	2			2	-	-	-	-	-	-	-		
インベスター・リレーションズ論	2			2	-	-	-	-	-	-	-		
資本市場論	2			2	-	-	-	-	-	-	-		
マクロ経済学	2			2	-	-	-	-	-	-	-		
実践科目	実践科目			会計事例研究	2	1	50	2.0%	32.0%	40.0%	14.0%	2.0%	10.0%
				管理会計事例研究	2	1	45	8.9%	31.1%	37.8%	11.1%	6.7%	4.4%
				監査事例研究	2	1	28	21.4%	46.4%	10.7%	0.0%	7.1%	14.3%
				基本会計プログラム演習	2	1	32	15.6%	15.6%	37.5%	18.8%	6.3%	6.3%
				基本監査プログラム演習	2	1	19	21.1%	10.5%	36.8%	21.1%	0.0%	10.5%
				税務会計事例研究	2	2	-	-	-	-	-	-	-
		公会計・公監査事例研究	2	2	-	-	-	-	-	-	-		
		判例演習	2	2	-	-	-	-	-	-	-		
		実践会計プログラム演習	2	2	-	-	-	-	-	-	-		
		実践監査プログラム演習	2	2	-	-	-	-	-	-	-		
		個別科目	個別科目	アカデミック・ソリューション	2	1	64	45.3%	34.4%	6.3%	3.1%	3.1%	7.8%
				プロフェッショナル・ソリューション	2	2	-	-	-	-	-	-	
		応用科目群	理論科目 選択科目	論文指導・修士論文	4	2	-	-	-	-	-	-	
				英文会計論	2	2	-	-	-	-	-	-	
会計戦略論	2			2	-	-	-	-	-	-			
無形資産会計論	2			2	-	-	-	-	-	-			
金融商品会計論	2			2	-	-	-	-	-	-			
倒産分析論	2			2	-	-	-	-	-	-			
サプライチェーン・マネジメント論	2			2	-	-	-	-	-	-			
プロダクト・マネジメント論	2			2	-	-	-	-	-	-			
国際税務戦略論	2			2	-	-	-	-	-	-			
ニュー・パブリック・マネジメント論	2			2	-	-	-	-	-	-			
非営利会計論	2			2	-	-	-	-	-	-			
国際公会計制度論	2			2	-	-	-	-	-	-			
保証業務論	2			2	-	-	-	-	-	-			
システム監査論	2			2	-	-	-	-	-	-			
内部監査論	2			2	-	-	-	-	-	-			
リスク・マネジメント監査論	2			2	-	-	-	-	-	-			
不正摘発監査論	2			2	-	-	-	-	-	-			
法人税法	2			2	-	-	-	-	-	-			
行政法	2			2	-	-	-	-	-	-			
起業論	2			2	-	-	-	-	-	-			
組織再編論	2			2	-	-	-	-	-	-			
国際経営論	2			2	-	-	-	-	-	-			
リスク分析論	2			2	-	-	-	-	-	-			
中小企業金融論	2			1・2	3	0.0%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%		
公開戦略論	2			2	-	-	-	-	-	-			
企業再生論	2			2	-	-	-	-	-	-			
年金財政論	2			2	-	-	-	-	-	-			
国際財務戦略論	2			2	-	-	-	-	-	-			
企業経済学	2			2	-	-	-	-	-	-			
公共経済学	2			2	-	-	-	-	-	-			
情報処理論	2			2	-	-	-	-	-	-			
XBRL論	2			2	-	-	-	-	-	-			
特殊講義(各テーマ)	2			1・2	12	16.7%	83.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
実践科目	実践科目			国際会計事例研究	2	2	-	-	-	-	-	-	
				国際管理会計事例研究	2	2	-	-	-	-	-	-	
				国際税務会計事例研究	2	2	-	-	-	-	-	-	
				国際公会計事例研究	2	2	-	-	-	-	-	-	
				国際監査事例研究	2	2	-	-	-	-	-	-	
				リサーチ・メソロジー	2	2	-	-	-	-	-	-	
国際コミュニケーション論	2			2	-	-	-	-	-	-			

〔評語基準〕

合格 A(100～90点)、B(89～80点)、C(79～70点)、D(69～60点) 不合格 59点以下
 ※年度途中での休学者等の学籍異動者で履修登録完了者は履修者に含むが、成績評価対象外とする。
 ※2年次配当科目は、平成18年度不開講。

「会計大学院学生による授業評価」アンケート

- I. 授業の評価
- II. 授業への取組み
- III. 答案練習会について

I. 授業の評価

- 1) 授業内容は、講義要綱、授業計画に示したものに沿った内容でしたか。
 5. 強くそう思う
 4. そう思う
 3. どちらともいえない
 2. そう思わない
 1. 全くそう思わない

- 2) この授業の進捗はどうでしたか。
 5. かなり早い
 4. 早い
 3. ちょうどよい
 2. 遅い
 1. かなり遅い

- 3) この授業は教員によってよく準備されていましたか。
 5. 強くそう思う
 4. そう思う
 3. どちらともいえない
 2. そう思わない
 1. 全くそう思わない

- 4) 学生の理解を深めよう、能力を高めようとの熱意・努力が感じられましたか。
 5. 強くそう思う
 4. そう思う
 3. どちらともいえない
 2. そう思わない
 1. 全くそう思わない

- 5) この授業での教員の話し方や声の大きさ、説明の仕方は適切でしたか。
 5. 強くそう思う
 4. そう思う
 3. どちらともいえない
 2. そう思わない
 1. 全くそう思わない

- 6) 教科書・配布資料の利用は適切でしたか。
 5. 強くそう思う
 4. そう思う
 3. どちらともいえない
 2. そう思わない
 1. 全くそう思わない

- 7) ホワイト・ボードや OHP、パソコン等の機材の使い方は適切でしたか。
 5. 強くそう思う

4. そう思う
 3. どちらともいえない
 2. そう思わない
 1. 全くそう思わない
- 8) 教員は、学生からの質問に的確に対応しましたか。
5. 強くそう思う
 4. そう思う
 3. どちらともいえない
 2. そう思わない
 1. 全くそう思わない
- 9) 宿題および小テストの内容・回数は、講義内容を理解する上で効果的でしたか。
5. 強くそう思う
 4. そう思う
 3. どちらともいえない
 2. そう思わない
 1. 全くそう思わない
- 10) この授業のクラスの規模・クラス分けは適切でしたか。
5. 強くそう思う
 4. そう思う
 3. どちらともいえない
 2. そう思わない
 1. 全くそう思わない
- 11) 全体としてこの授業を受講して満足しましたか。
5. 強くそう思う
 4. そう思う
 3. どちらともいえない
 2. そう思わない
 1. 全くそう思わない
- ## II. 授業への取組み
- 12) この授業への出席状況はどうでしたか。
5. 90%以上
 4. 70%以上
 3. 50%以上
 2. 30%以上
 1. 30%未満
- 13) この授業についての予習を、毎回どれくらいしましたか。
5. 2時間以上
 4. 1時間30分程度
 3. 1時間程度
 2. 30分程度
 1. 0時間
- 14) この授業についての復習を、毎回どれくらいしましたか。
5. 2時間以上
 4. 1時間30分程度
 3. 1時間程度

2. 30分程度
 1. 0時間
- 15) この授業に触発されてさらに深く学習したいと思いましたが。
5. 強くそう思う
 4. そう思う
 3. どちらともいえない
 2. そう思わない
 1. 全くそう思わない
- 16) この授業を通じて、職業会計人に必要な知識が深まった、能力が高まったと感じましたか。
5. 強くそう思う
 4. そう思う
 3. どちらともいえない
 2. そう思わない
 1. 全くそう思わない
- 17) あなたは全体としてこの授業を受講して理解できましたか。
5. 強くそう思う
 4. そう思う
 3. どちらともいえない
 2. そう思わない
 1. 全くそう思わない
- ### Ⅲ. 答案練習会について
- 18) あなたはこの授業に対応した答案練習会にどれくらい参加しましたか。
5. 全部
 4. 半分以上
 3. 半分未満
 2. 参加はしていないが、問題・解答用紙を受け取った
 1. 参加したことがない
- 19) この授業はこの授業に対応した答案練習会に役立ちましたか。
(答案練習会に参加したことのある学生のみ回答してください)
5. 強くそう思う
 4. そう思う
 3. どちらともいえない
 2. そう思わない
 1. 全くそう思わない
- 20) あなたはこの授業に対応した答案練習会に参加するに当たり、十分な取り組みをしましたか。(参加していない場合は、選択肢2ないし1の何れかを選択してください)
5. 十分であった
 4. やや不十分であった
 3. 不十分であった
 2. 現在は参加していないが、将来は参加するつもりである
 1. 答案練習会には参加しない

——以上——

ご協力ありがとうございました。

関西大学大学院会計研究科学則

制定 平成17年4月28日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、関西大学大学院学則第3条第2項の規定に基づき、関西大学大学院会計研究科（以下「本研究科」という。）の組織及び運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(研究科の目的及び専攻)

第2条 本研究科は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本研究科に、会計人養成専攻を置く。

(課程及び修業年限)

第3条 本研究科に、修業年限を2年とする専門職学位課程を置く。

2 前項の規定にかかわらず、第10条第1項及び専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第16条の規定により1年次必修科目12単位以上を含む18単位以上を認定された者については、修業年限を1年短縮することができる。

3 前項の規定により修業年限を1年短縮された者が本研究科に入学するときは、2年次生として取り扱うものとする。

(学生定員)

第4条 本研究科の入学定員は70名とし、収容定員は140名とする。

(自己点検及び評価)

第5条 本研究科は、第2条に規定する目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検項目及び実施体制については、別に定める。

(第三者評価)

第6条 本研究科は、教育研究活動等の状況について、文部科学大臣が指定する認証評価機関による第三者評価を受けるものとする。

第2章 教育課程

(授業科目)

第7条 本研究科の教育は、授業科目の授業によって行う。

2 授業科目は、基本科目群、発展科目群、応用科目群に分け、2学年に配当する。

3 授業科目の名称、単位数、修了要件等は、別表のとおりとする。

(単位数計算)

第8条 本研究科の授業科目の単位数は、次の基準によって計算する。

(1) 講義及び演習については、原則として15時間の講義又は演習をもって1単位とする。

(2) 実習については、原則として45時間の実習をもって1単位とする。

(単位の修得)

第9条 学生は、所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第10条 本研究科が教育上有益と認めるときは、学生が本研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修

得した単位を含む。)を本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(学部生が履修した大学院授業科目の単位認定)

第11条 第43条の規定に基づき、学部生が本研究科における授業科目を履修したときは、本研究科が教育上有益と認めた場合に限り、本研究科への入学後に当該単位を認定することができる。

(他の大学院における授業科目の履修及び単位認定)

第12条 本研究科が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を本研究科において修得したものとみなすことができる。

(単位認定の上限)

第13条 前3条の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて26単位を超えないものとする。

(追加科目の履修)

第14条 本研究科が教育上有益と認めるときは、本研究科に開設する授業科目のほか、学生が追加科目として他の研究科若しくは学部又は他の大学院の教育課程の授業科目についての履修を許可することができる。

(履修届)

第15条 学生は、履修しようとする授業科目を選択し、指定期間内に履修届を研究科長に提出しなければならない。

2 既に提出した履修届の変更は、特別な事情のない限り認めない。

第3章 試験、修了及び学位

(試験の方法及び時期)

第16条 試験の方法は、筆記によるものとする。ただし、レポートの提出その他の方法によることもできる。

2 試験は、履修した授業科目について、学期末に行う。

(試験成績)

第17条 試験の成績は各授業科目ごとに決定し、点数をもって表示し、60点以上を合格とする。その評価は、次のとおりとする。

合格	}	100点～90点	A
		89点～80点	B
		79点～70点	C
		69点～60点	D

不合格 59点以下

2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

(在学年限)

第18条 本研究科において在学できる年数は、4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項の規定により修業年限を1年短縮された者は、2年とする。ただし、研究科教授会が相当と認める特段の事情があるときは、1年延長することができる。

(課程の修了及び学位の授与)

第19条 本研究科に2年(第3条第2項の規定により修業年限を1年短縮された者は1年)以上在学し、所定の単位を修得した者をもって、課程を修了したものとし、専門職学位を授与する。

- 2 専門職学位は、会計修士（専門職）とする。
- 3 第1項における学位の授与については、本条に規定するほか、関西大学学位規程の定めるところによる。

第4章 教員組織

（担当教員）

第20条 本研究科の授業を担当する教員は、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）に規定する資格に該当する者とする。

（研究科教授会）

第21条 本研究科に研究科教授会を置く。

- 2 研究科教授会に関する規定は、別に定める。

（研究科長）

第22条 本研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、本研究科に関する事項をつかさどり、本研究科を代表する。

第5章 学年、学期及び休業日

（学 年）

第23条 本研究科の学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 学年を2学期に分け、4月1日から9月20日までを春学期、9月21日から翌年3月31日までを秋学期とする。

（休業日）

第24条 本研究科における休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本大学記念日 昇格記念日 6月5日
創立記念日 11月4日
- (4) 夏季休業 7月29日から9月20日まで
- (5) 冬季休業 12月21日から翌年1月7日まで
- (6) 春季休業 3月24日から3月31日まで

- 2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第6章 入学、休学、退学、除籍等

（入学時期）

第25条 入学時期は、毎年4月とする。ただし、研究科教授会が認めた者を秋学期から入学させることができる。

（入学資格）

第26条 本研究科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者に限る。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）

- (6) 大学院に飛び入学した者であって、本研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (7) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (8) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

(入学試験)

第27条 本研究科に入学を志願する者は、入学試験を受験しなければならない。

2 入学試験は、研究科教授会が定める方法により、学力及び人物について審査する。

(入学の出願)

第28条 入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添え、所定の期日までに提出しなければならない。

(入学手続)

第29条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、入学金、授業料その他の学費を納入し、かつ、所定の在学保証書を提出しなければならない。

2 前項の手続を完了しない者は、入学を許可しない。

(休学)

第30条 病気その他やむを得ない事由により休学しようとする者は、保証人連署の休学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て休学の許可を得なければならない。

2 休学を許可された者は、学費規程に定める所定の学費を納入しなければならない。

3 休学に関する規定は、関西大学大学院会計研究科事務取扱規程に定める。

(復学)

第31条 休学した者が、復学を希望するときは、保証人連署の復学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て復学の許可を得なければならない。

2 復学に関する規定は、関西大学大学院会計研究科事務取扱規程に定める。

(退学)

第32条 病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、保証人連署の退学願に学生証を添えて、研究科長に提出しなければならない。

2 退学に関する規定は、関西大学大学院会計研究科事務取扱規程に定める。

(再入学)

第33条 前条により退学した者が、再入学を希望するときは、保証人連署の再入学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て再入学の許可を得なければならない。

2 再入学に関する規定は、関西大学大学院会計研究科事務取扱規程に定める。

(除籍)

第34条 所定の期日までに学費を納入しなかった者は、指定された納入猶予期間内に滞納学費を納入しない限り除籍する。

2 前項の納入猶予期間に関する規定は、学費規程に定める。

3 除籍に関する規定は、関西大学大学院会計研究科事務取扱規程に定める。

(復籍)

第35条 前条の規定により除籍された者が、復籍を希望するときは、保証人連署の

復籍願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て復籍の許可を得なければならない。

2 復籍に関する規定は、関西大学大学院会計研究科事務取扱規程に定める。

(転入)

第36条 他の大学院の学生が、所属大学院の研究科長の承認書を付し、学期の開始日までに、本研究科に転入学を志願したときは、選考のうえ、許可することができる。

(転学)

第37条 本研究科から他大学の大学院に転学しようとする学生は、理由を付して、保証人連署のうえ、願い出て許可を得なければならない。

(転科)

第38条 本研究科から、本大学院の他の研究科に転科することは、許可しない。ただし、研究科教授会が相当と認める特段の事情があるときは、この限りでない。

第7章 学費等

(入学検定料)

第39条 入学を志願する者は、学費規程に定める入学検定料を納入しなければならない。

(学費等)

第40条 入学金、授業料その他の学費及び手数料に関する規定は、学費規程に定める。

2 既に納めた学費等は、返還しない。

第8章 委託学生、科目等履修生、学部生及び交流学生

(委託学生)

第41条 公共団体及びその他の機関から、本研究科の特定の授業科目の履修について委託があるときは、正規の学生の学習に妨げのない限り、選考のうえ委託学生として許可することができる。

2 委託学生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

3 試験に合格した者には、願い出により証明書を交付する。

(科目等履修生)

第42条 本研究科の授業科目を履修し、単位の修得を希望する者があるときは、正規の学生の学習に妨げのない限り、選考のうえ科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生に関する規定は、別に定めるところによる。

(学部生)

第43条 本大学に3年以上在学し、本研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者は、本研究科の授業科目を履修することができる。

(交流学生)

第44条 他の大学院の学生で、当該大学の許可を受けて本研究科の特定の授業科目について聴講を希望する者があるときは、正規の学生の学習に妨げのない限り、選考のうえ交流学生として許可することができる。

2 交流学生の取扱いは、研究科教授会において定めるものとする。

(学則の準用)

第45条 委託学生、科目等履修生及び交流学生については、本章に規定するほか、正規の学生に関する本学則の規定を準用する。

第9章 奨学制度

(奨学)

第46条 本研究科の学生で、経済的理由によって修学が困難な者及び特に学力が優れている者に対しては、奨学の方法を講じることができる。

2 奨学の方法については、別に定めるところによる。

第10章 留学

(留学)

第47条 本研究科は、本大学の協定又は認定する外国の大学若しくは大学院へ留学を希望しようとする者を留学させることができる。

2 前項の留学期間のうち1年は、第3条に定める修業年限に算入する。

3 留学に関する規定は、別に定めるところによる。

第11章 施設及び設備

(講義室等)

第48条 本研究科には、その教育に必要な講義室、演習室、自習室等を備えるものとする。

2 本研究科の教育のために本大学の学部、研究科、附置研究所等の施設は、その教育研究上支障を生じない場合には、必要に応じ、共用することができる。

第12章 厚生保健施設

(厚生保健施設の利用)

第49条 厚生保健施設及びその利用に関しては、別に定めるところによる。

第13章 賞罰

(表彰)

第50条 人物、学業ともに優秀な者は、表彰する。

(懲戒)

第51条 本研究科の学則又は事務取扱規程に違反し、その他学生の本分に反する行為をした者は、懲戒処分に付する。

2 懲戒は、譴責、停学及び退学の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

(3) 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者

第14章 改正

(改正)

第52条 本学則の改正は、研究科教授会の議を経なければならない。

第15章 補 則

(補 則)

第53条 本学則に定めるほか必要な事項については、関西大学大学院学則及び関西大学大学院会計研究科事務取扱規程の定めるところによる。

附 則

本学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成19年4月1日から施行し、第7条の別表については、平成18年度入学生から適用する。

別表（第7条関係）
 会計研究科
 会計人養成専攻
 I 授業科目、単位数

類別		授業科目	単位	配当年次
基本科目群	理論科目 必修科目	上級簿記	2	1
		財務会計論	2	1
		上級原価計算論	2	1
		上級管理会計論	2	1
		監査制度論	2	1
		監査基準	2	1
		企業法入門	2	1
		実践経営管理論	2	1
		会計専門職業倫理	2	2
		発展科目群	理論科目 選択必修科目	会計基準論
会計制度論	2			1
財務分析	2			1
会計情報システム	2			1
上級税務会計論	2			1
公会計理論	2			1
監査実施論	2			1
監査報告論	2			1
商法	2			1
会社法	2			1
コーポレート・ガバナンス論	2			1
インベストメント論	2			1
コーポレート・ファイナンス論	2			1
ミクロ経済学	2			1
統計学	2			1
国際会計基準論	2			2
国際会計制度論	2			2
戦略管理会計論	2			2
企業価値計算論	2			2
上級税務戦略論	2			2
自治体会計論	2			2
政府会計論	2			2
公監査論	2			2
国際監査制度論	2			2
証券取引法	2		2	
租税法	2		2	
民法	2		2	
インベスター・リレーションズ論	2		2	
資本市場論	2		2	
マクロ経済学	2		2	
実践科目	会計事例研究		2	1
	管理会計事例研究		2	1
	監査事例研究		2	1
	基本会計プログラム演習	2	1	
	基本監査プログラム演習	2	1	
	税務会計事例研究	2	2	
	公会計・公監査事例研究	2	2	
	判例演習	2	2	
	実践会計プログラム演習	2	2	
	実践監査プログラム演習	2	2	
個別演習科目	アカデミック・ソリューション	2	1	
	プロフェッショナル・ソリューション	2	2	
	論文指導・修士論文	4	2	

類別	授業科目	単位	配当年次	
応用科目群	理論科目	英文会計論	2	2
		会計戦略論	2	2
		無形資産会計論	2	2
		金融商品会計論	2	2
		倒産分析論	2	2
		サプライチェーン・マネジメント論	2	2
		プロダクト・マネジメント論	2	2
		国際税務戦略論	2	2
		ニュー・パブリック・マネジメント論	2	2
		非営利会計論	2	2
		国際公会計制度論	2	2
		保証業務論	2	2
		システム監査論	2	2
		内部監査論	2	2
		リスク・マネジメント監査論	2	2
		不正摘発監査論	2	2
		法人税法	2	2
		行政法	2	2
	選択科目	起業論	2	2
		組織再編論	2	2
		国際経営論	2	2
		リスク分析論	2	2
		中小企業金融論	2	1・2
		公開戦略論	2	2
		企業再生論	2	2
		年金財政論	2	2
		国際財務戦略論	2	2
		企業経済学	2	2
		公共経済学	2	2
		情報処理論	2	2
		X B R L 論	2	2
		特殊講義（各テーマ）	2	1・2
		実践科目	国際会計事例研究	2
国際管理会計事例研究	2		2	
国際税務会計事例研究	2		2	
国際公会計事例研究	2		2	
国際監査事例研究	2		2	
リサーチ・メソドロジー	2		2	
国際コミュニケーション論	2		2	

II 修了要件

1 以下の科目を含め54単位以上を修得しなければならないものとする。

- (1) 基本科目群理論科目から必修科目18単位
- (2) 発展科目群から実践科目6単位以上を含めて24単位
- (3) 応用科目群から実践科目2単位以上を含めて12単位

2 履修条件

学生は、授業科目の選択等に関する指導を受けなければならない。

2年次配当科目の履修には、科目ごとに指定した必修科目を修得済でなければならない。

3 履修制限単位

次の各号の単位を超えて、履修を届け出ることはいできない。

- (1) 第1年次 36単位
- (2) 第2年次 36単位

4 進級制度

1年次終了時において、1年次配当の必修科目12単位以上を含む18単位以上修得できていなければ、2年次配当科目の履修を認めない。

関西大学大学院会計研究科事務取扱規程

制定 平成 17 年 4 月 28 日

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、関西大学大学院会計研究科学則（以下「学則」という。）の規定に基づき、関西大学大学院会計研究科（以下「本研究科」という。）における事務取扱等に関する必要な事項を定める。

(学籍番号)

第 2 条 学則に定める入学手続を完了した者には、入学許可者として学籍番号を付与する。

2 学生の在学中におけるすべての事務は、この学籍番号によって処理する。

(学生証)

第 3 条 学生に、本研究科の学生であることを証明する学生証を交付する。

2 学生は、学内外において学生証を常に携帯しなければならない。

(学生証の再交付)

第 4 条 学生証を紛失又は汚損したときは、教務センターに届け出て、再交付を受けることができる。

(学生証の返還)

第 5 条 学生証は、課程修了、退学及び除籍、又はその有効期間を経過したときは、直ちに返還しなければならない。

(届出事項の変更)

第 6 条 入学手続書類をもって届け出た事項に異動があったときは、当該事項について異動届を提出しなければならない。

第 2 章 休学、復学、退学、再入学、除籍及び復籍

第 1 節 休 学

(休学手続)

第 7 条 病気その他やむを得ない事由により休学しようとする者は、学則第 30 条第 1 項の規定に基づき、保証人連署の休学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て休学の許可を得なければならない。

2 前項の休学願は、第 9 条に規定する場合を除き、休学しようとする学期の 5 月 31 日又は 10 月 31 日までに提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、当該学期の学費を納入しているときは、次の期日まで休学手続をとることができる。

春学期に休学するとき 7 月 30 日

秋学期に休学するとき 1 月 30 日

(休学期間)

第 8 条 休学期間は、休学を許可された日からその学期の末日までとする。

(休学延長の手続期間)

第 9 条 次学期も引き続き休学を希望する者は、休学期間中の 9 月 5 日から 9 月 14 日まで又は 3 月 1 日から 3 月 24 日までに第 7 条第 1 項に規定する手続を行わなければならない。

(休学の可能期間)

第 10 条 休学できる期間は、通算して 4 学期以内とする。ただし、在学年数に算入されない学期が通算して 4 学期を超えるときは、休学を許可しない。

(休学期間と在学年数)

第 11 条 休学期間を含む学期は、在学年数に含めない。

(休学者の学費)

第 12 条 学則第 30 条第 2 項の規定に基づき、休学を許可された者は、学費規程に定める所定の学費を納入しなければならない。

2 前項における所定の学費は次のとおりとする。ただし、入学初学期は除くものとする。

- (1) 春学期の休学を希望し、5月31日までに休学願を提出したときは休学在籍料
- (2) 秋学期の休学を希望し、10月31日までに休学願を提出したときは休学在籍料
- (3) 前2号いずれにも該当しないときは当該学期の学費

第2節 復学

(復学手続)

第13条 休学した者が、復学を希望するときは、学則第31条第1項の規定に基づき、保証人連署の復学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て復学の許可を得なければならない。

(復学の手続期間)

第14条 前条の復学願は、休学期間中の9月5日から9月14日まで又は3月1日から3月24日までに提出しなければならない。

(復学の時期)

第15条 復学の時期は、学期の始めとする。

(復学の制限)

第16条 休学している学期内の復学は、許可しない。

(復学者の学費)

第17条 復学した者は、復学した学期から学費規程に定める学費を納入しなければならない。

第3節 退学

(退学手続)

第18条 病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、学則第32条第1項の規定に基づき、保証人連署の退学願に学生証を添えて、研究科長に提出しなければならない。

(未手続者の退学)

第19条 休学している者が、学則第30条第1項に規定する休学の手続又は学則第31条第1項に規定する復学の手続を行わなかったときは、その学期末日の9月20日又は3月31日をもって退学にする。

(在学年数超過者の退学)

第20条 学則第18条に規定する在学年数で修了できない者は、その学期末日の9月20日又は3月31日をもって退学にする。

(処分退学)

第21条 学則第52条第3項に規定する者は、学則第52条第1項の規定に基づき、研究科教授会の議を経て退学処分に付する。

(在学年数との関連)

第22条 退学となった学期は、在学年数に含めない。ただし、第20条に規定する場合を除く。

第4節 再入学

(再入学手続)

第23条 学則第32条第1項により退学した者が、再入学を希望するときは、学則第33条第1項の規定に基づき、保証人連署の再入学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て再入学の許可を得なければならない。

(再入学の手続期間)

第24条 前条の再入学願は、再入学を希望する前学期の9月5日から9月14日まで又は3月1日から3月24日までに提出しなければならない。

(再入学の時期)

第25条 再入学の時期は、学期の始めとする。

(再入学の制限)

第26条 退学になった学期内の再入学は、許可しない。

2 在学年数に算入されない学期が、通算して4学期を超えるときは、再入学を許可しない。

(再入学金の納入)

第27条 再入学を許可された者は、許可された日から再入学を希望する前学期末日の9月20日又は3月31日までに学費規程に定める再入学金を納入しなければならない。

2 再入学を許可された者が、前項に規定する期日までに再入学金を納入しないときは、再入学を取り消す。

第5節 除 籍

(除 籍)

第28条 所定の期日までに学費を納入しなかった者は、指定された納入猶予期間内に延滞料及び滞納学費を納入しない限り、学則第34条第1項の規定に基づき、除籍する。

(除籍日)

第29条 前条の除籍日は、春学期を7月31日、秋学期を1月31日とする。

(在学年数との関連)

第30条 除籍期間を含む学期は、在学年数に含めない。

第6節 復 籍

(復籍手続)

第31条 除籍された者が、復籍を希望するときは、学則第35条第1項の規定に基づき、保証人連署の復籍願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て復籍の許可を得なければならない。

(復籍の手続期間)

第32条 前条の復籍願は、復籍を希望する前学期の9月5日から9月14日まで又は3月1日から3月24日までに提出しなければならない。

(復籍の時期)

第33条 復籍の時期は、学期の始めとする。

(復籍の制限)

第34条 除籍になった学期内の復籍は、許可しない。

2 在学年数に算入されない学期が、通算して4学期を超えるときは、復籍を許可しない。

(復籍料の納入)

第35条 復籍を許可された者は、許可された日から復籍を希望する前学期末日の9月20日又は3月31日までに学費規程に定める復籍料を納入しなければならない。

2 復籍を許可された者が、前項に規定する期日までに復籍料を納入しないときは、復籍を取り消す。

第3章 学費納入と単位認定の関連

(学費と単位認定)

第36条 学費を滞納している者は、指定された納入猶予期間内に延滞料及び滞納学費を納入しない限り、授業科目の単位認定は行わない。

2 前項の納入猶予期間、延滞料及び学費は、学費規程に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成18年10月12日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

関西大学会計専門職大学院

自己点検・評価報告書 第1号

平成20年3月発行

編集 関西大学大学院会計研究科自己点検・評価委員会

発行者 関西大学大学院会計研究科（会計専門職大学院）

〒564-8680 吹田市山手町3-3-35

電話 06-6368-1121（代表）